

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 21 回委員会年次会合報告書

2014年10月13-16日
ニュージーランド、オークランド

第 21 回委員会年次会合報告書

2014 年 10 月 13-16 日

ニュージーランド、オークランド

議題項目 1. 開会

1.1 開会の辞

1. 第 21 回委員会会合（CCSBT21）の議長として、ドン・マッケイ氏（ニュージーランド）が承認された。
2. 議長は、参加者を歓迎するとともに会合を開会した。

1.2 議題の採択

3. 議題は、別添 1 のとおり採択された。
4. 会合の参加者リストは別添 2 のとおりである。

議題項目 2. 拡大委員会による決定事項の承認

5. 委員会は、別添 3 の第 21 回委員会年次会合に付属する拡大委員会による決定事項を承認した。

議題項目 3. CCSBT22 の議長及び副議長並びに開催地の選定

6. 韓国は、第 22 回委員会会合（CCSBT22）の議長としてカン・ヨンソク氏を指名した。日本は副議長を指名する予定である。
7. CCSBT22 は、韓国の麗水において開催される予定である。

議題項目 4. その他

8. その他の事項はなかった。

議題項目 5. 会合報告書の採択

9. 報告書が採択された。

議題項目 6. 閉会

10. 会合は、2014 年 10 月 16 日午後 8 時 45 分に閉会した。

別添リスト

別添

- 1 議題
- 2 参加者リスト
- 3 第21回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

議題

第 21 回みなみまぐる保存委員会年次会合

2014 年 10 月 13－16 日
ニュージーランド、オークランド

1. 開会
 - 1.1 開会の辞
 - 1.2 議題の採択
2. 拡大委員会による決定事項の承認
3. CCSBT22 の議長及び副議長並びに開催地の選定
4. その他
5. 会合報告書の採択
6. 閉会

参加者リスト
第21回委員会年次会合

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email	
COMMISSION CHAIR								
Don	MACKAY	Mr		NEW ZEALAND			don_maria_mackay@msn.com	
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Stan	CROTHERS	Mr		NEW ZEALAND			crothers@xtra.co.nz	
SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR								
John	ANNALA	Dr		NEW ZEALAND			annala@snap.net.nz	
CCSBT Performance Review Chair								
Serge	GARCIA	Dr					garcia.sergemichel@gmail.com	
MEMBERS								
AUSTRALIA								
Phillip	GLYDE	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 2100	61 2 6272 4906	phillip.glyde@agriculture.gov.au
Ilona	STOBUTZKI	Dr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 4277	61 2 6272 4506	ilona.stobutzki@agriculture.gov.au
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 5863	61 2 6272 4540	gordon.neil@agriculture.gov.au
Erin	TOMKINSON	Ms	Assistant Director	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 2438	61 2 6272 4540	erin.tomkinson@agriculture.gov.au
Matt	Daniel	Mr	SBT Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5338	61 2 6225 5500	matthew.daniel@afma.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 4 1984 0299	61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 418 925 535	61 8 9335 5045	terryromaro@aol.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INDONESIA							
Gellwynn	JUSUF	Dr	Director General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 12, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1204	gellwynn@gmail.com and sdi.djpt@yahoo.com
Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	truchimat@yahoo.com
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 34530 08 62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com
	BESWENI	Dr	Deputy Director for Evaluation of Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 34530 08 62 21 34530 08	besweni06@yahoo.com
Abdur Rouf	SAM	Dr	Secretary General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gd.Mina Bahari II Lt.12 Jl.Medan Merdeka Timur No.16 Jakarta 10110 Indonesia	62 21 35217 81	
Happy	SIMANJUNTA K	Mr	Inspector General	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari III, Lantai 16 Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35223 10 62 21 35132 54	
Nugroho	AJI	Mr	Director of Marine and Fisheries Resources Monitoring and Surveillance Infrastructure Development	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 15 Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35231 13	

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Parlinggoman	TAMPUBOLON	Mr	Assistant Deputy Director for Fishing Business Evaluation Services	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, GMB II, Lantai 8 Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35230		
Novia Tri	RAHMAWATI	Ms	Staff of Directorate for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10 Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190	62 21 34530	sdi.djpt@yahoo.com
Sere Alina	TAMPUBOLON	Ms	Director for Fishing Surveillance	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Gd. Mina Bahari II Lt.17, Jakarta 10110 Indonesia	62 21 35231	N/A	N/A
	MIAZWIR	Mr	Head of Finance and General Division	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Gd. Mina Bahari II Lt.12, Jakarta 10110 Indonesia	62 21 35191	N/A	N/A
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Bena, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739	62 361 72509	atli.bali@gmail.com
Henry	SUTIOSO	Mr	Head Division of Foreign Relations	Integrated Fisheries Association	Jl. Gedong Panjang II No. 14 – J, Jakarta Barat 11240, Indonesia	62 21 69031	62 21 69831	aspertadu@yahoo.com+36:37
Harini	NALENDRA	Mrs	Vice Chairman of Indonesia Tuna Association	Indonesia Tuna Association	Jl. Waru No. 26 Rawamangun, Jakarta, 13220 Indonesia	62 21 47004	62 21 48922	harininalendra@harini.co.id
Turman Hardianto	MAHA	Mr	Deputy Director for Fishing Surveillance	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gd.Mina Bahari II Lt.17 Jl.Medan Merdeka Timur No.16 Jakarta 10110	62 21 35231	62 21 35231	N/A

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JAPAN								
Hisashi	ENDO	Mr	Chief Counselor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	hisashi_endo@nm.maff.go.jp
Sayako	TAKEDA	Ms	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	sayako_takeda@nm.maff.go.jp
Takeru	IIDA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	takeru_iida@nm.maff.go.jp
Nabi	TAKANA	Ms		Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	nabi.tanaka@mofa.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Jun	YAMASHITA	Mr	President	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Yuta	SUZUKI	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Keita	KAGOO	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroshi	IWAYAMA	Mr	Executive General Manager	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	h-iwayama@zengyoren.jf-net.ne.jp
Yorinaka	NISHIDA	Mr	Staff	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	y-nishida@zengyoren.jf-net.ne.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 4322 8800	81 3 3294 9607	hirohito@poppy.ocn.ne.jp
Toshiaki	KANAZAWA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 3120 3313	81 3 3294 9607	toshiaki1151@riasbb.net

NEW ZEALAND

Arthur	HORE	Mr	Manager, Highly Migratory Specie	Ministry for Primary Industries	PO Box 19/747, Avondale, Auckland, 1746, New Zealand	64 9 820 7686	N/A	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr	Senior Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4654	N/A	Dominic.Vallieres@mpi.govt.nz
Kevin	SULLIVAN	Dr	Fisheries Stock Assessment Manager	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4264	N/A	Kevin.Sullivan@mpi.govt.nz
James	ANDREW	Mr	Fisheries Observer Officer	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington	64 894 3484	64 819 4775	James.andrew@mpi.govt.nz
Stephanie	HILL	Ms	Senior Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	Private Bag 18- PO Box 2526, Wellington	64 4 819 4230	N/A	stephanie.hill@mpi.govt.nz
Alex	JEBSON	Mr	Legal Adviser	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18-901, Wellington, 6160, New Zealand	64 4 439 8547	N/A	alex.jebson@mfat.govt.nz
Peter	BALLANTYNE	Mr		Solander Group Ltd	PO Box 5041, Nelson, New Zealand	64 3 545 9654	N/A	pdb@solander.co.nz
Ben	TURNER	Mr		Ben Turner ltd	37 Fosters rd, RD 1, Mangonui 0494	64 27 271 5169	64 9 4060 565	e4tme@xtra.co.nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
REPUBLIC OF KOREA								
Zang Geun	KIM	Dr	senior researcher	National Fisheries Research and Development Institute	216 Gijang-Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 619-705, Korea	82 51 720 2310	82 51 720 2337	zgkim@korea.kr
Youngseok	WOO	Mr	Assistant Director	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong, 94, Dasom 2-Ro, Sejong Special Self-governing City, 339-012, Korea	82 44 200 5343		yswoo@korea.kr
Minjin	KANG	Mr	Tongyeong Regional Office	National Fishery Products Quality Management Service (NFQS)	17, Jungnim 2-ro, Gwangdo-myeon, Tongyeong-si, Gyeongsangnam-do, 650-828 Rep. of KOREA	82 55 645 2973		nfpis198@korea.kr
Jiae	SON	Ms	Busan Regional Office	National Fishery Products Quality Management Service (NFQS)	8, Jungang-daero 30beon-gil, Jung-gu, Busan, 600-016 Rep. of KOREA	82 51 602 6034		sonjie@korea.kr
Ho Jeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83 Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613		jackiejin@kosfa.org
Jihyun	KIM	Ms	ADVISOR	Korea Overseas Fisheries Association	KT&G building, Munyero 137, Seogu, Daejon, Republic of Korea	82 42 471 6435		zeekim@ififc.org
Bo Ram	JO	Ms	Assistant Manager	Dongwon Industries Co., Ltd.	275, Yangjae-Dong, Seocho-Ku, Seoul, Korea	82 2 589 3074		polo7321@dongwon.com
Ji Hun	JANG	Mr	Manager	Sajo Industries Co., Ltd.	#157, 2GA, Chungjeong-Ro, Seodaemun-Gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1652		skiff@sajo.co.kr
Hwa Shin	LEE	Mr	Director	Dongwon Fisheries Co., Ltd.	Hall Street, North mole, Timaru, New Zealand	64 27 220 3015		hslee@dwsusan.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
OBSERVERS							
FISHING ENTITY OF TAIWAN							
Shiu-Ling	LIN	Ms. Deputy Director	Fisheries Agency	8F., No. 100, Sec. 2, Heping W. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 2383 5855	886 2 2332 7396	shiuling@ms1.fa.gov.tw
Robert H.C.	WU	Mr. Deputy Director General	Taipei Economic & Cultural Office in Auckland, New Zealand	Level 18, 120 Albert Street, Auckland, New Zealand	64 9 303 3903	64 9 302 3399	hchwu@mofa.gov.tw
Tsung-Han	WU	Mr. Officer	Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs	2 Kaitakelan Blvd., Taipei 10048, Taiwan	886-2-2348-2534	886-2-2361-7694	thwu01@mofa.gov.tw
Ho-Hsin	KUNG	Ms. Assistant	Overseas Fisheries Development Council	8F., No. 100, Sec. 2, Heping W. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 2383 5886	886 2 2332 7396	hohsin@ms1.fa.gov.tw
Wen-Jung	HSIEH	Mr. President	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 831 2151	886 7 841 7519	siunion.fishery@msa.hinet.net
Yin-Her	LIU	Mr. Chairman	Indian Ocean of Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 7841 9606	886 7 831 3304	woen.chang@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr. Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 841 9606	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw
SOUTH AFRICA							
Mqondisi	NGADLELA	Mr Director	International Relations, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries	South Africa	27 21 402 3654	27 86 513 9821	MqondisiN@daff.gov.za
Saasa	PHEEHA	Mr Director	Offshore & High Seas Fisheries Management, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries	P/bag X2, Roggebaai, 8012. South Africa	27 21 402 3563	27 21 402 3618	SaasaP@daff.gov.za

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
EUROPEAN UNION								
Luis	MOLLEDO	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la loi, 200. B-1049. Belgium			luis.molledo@ec.europa.eu
THE UNITED STATES OF AMERICA								
Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/1A), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
FIJI								
George	MADDEN	Mr	Acting Director of Fisheries	Ministry of Fisheries and Forestry	Takayawa Building, Toorak Road, Suva, Fiji	679 33016 11		georgemadden10@yahoo.com
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL								
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
TRAFFIC								
Joyce	WU	Ms	Senior Programme Officer	TRAFFIC	3F, No. 92, Lane 106, Section 3, Bade Road, Taipei 106, Taiwan	886 2 2579 5826	886 2 2576 6036	Joyce.Wu@traffic.org
Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. Nihonseimei Akabanebashi Bldg.,, 3-1-14, Shiba, Minato-ku, 105-0014 Tokyo, Japan	81 3 3769 1716	81 3 3769 1717	Hiromi.Shiraishi@traffic.org
INTERPRETERS								
Saemi	BABA	Ms						
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

別添 3

第 21 回委員会年次会合に付属する拡大委員会 報告書

2014年10月13-16日
ニュージーランド、オークランド

第 21 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書

2014 年 10 月 13-16 日

ニュージーランド、オークランド

議題項目 1. 開会

1.1. 第 21 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1. ドン・マッケイ氏（ニュージーランド）が CCSBT21 に付属する拡大委員会議長として確認されるとともに、キム・ザングァン氏（韓国）が副議長として確認された。
2. 議長は、参加者を歓迎するとともに、会合を開会した。
3. 各メンバーは会合への代表団を紹介した。参加者リストは別紙 1 のとおりである。

1.2. 議題の採択

4. 議題は別紙 2 のとおり採択された。この時点でその他の事項は提起されなかった。
5. 会合に提出された文書のリストは別紙 3 のとおりである。
6. 議長は、会合及び財政運営委員会（FAC）のスケジュールを簡単に説明した。

1.3. オープニング・ステートメント

1.3.1. メンバー

7. 拡大委員会（EC）のメンバーによるオープニング・ステートメントは別紙 4 のとおりである。

1.3.2. 協力的非加盟国

8. 協力的非加盟国（CNM）によるオープニング・ステートメントは別紙 5 のとおりである。

1.3.3. オブザーバー

9. オブザーバーによるオープニング・ステートメントは別紙 6 のとおりである。

議題項目 2. 事務局からの報告

10. メンバーは、CCSBT-EC/1410/04 において報告された事務局の活動に留意した。
11. 韓国からのインターンは、2014 年末頃から事務局に加わる予定であり、これにかかる費用は韓国により全て賄われることとなっている。事務局長は、インターンの役割は基本的に研修及び能力開発の機会を得ることであり、インターンが機密データへのアクセス権を与えられることはないと述べた。当該インターンの在籍は、特に 2015 年に韓国で開催予定の会合の準備において有益と考えられる。
12. さらに、メンバーは、レイ・ヒルボーン教授が CCSBT 科学諮問パネルを最近辞任したことに留意した。拡大委員会は、事務局長からヒルボーン教授に対して、CCSBT 科学諮問パネルの一員として長年大きく貢献されたことに拡大委員会が深い謝意を表明したことを伝える書簡を送ることに合意した。
13. メンバーは、拡大科学委員会（ESC）に対し、ヒルボーン教授の後任が必要かどうか、また必要である場合、後任の科学諮問パネルメンバーに求められる適切なスキルセットについて、EC に対して助言を提供するよう要請した。ニュージーランドは、メンバーに対し、求められるスキルセットについて検討する際、関連するパフォーマンス・レビュー勧告を考慮するよう要請した。
14. 「拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設立のための決議」の改正案が採択された（別紙 7）。
15. ニュージーランドは、当該決議について、SBT に関心を有するその他の国、例えば運搬船の旗国又は寄港国又は市場国を含めることも可能とするよう追加改正を行う可能性が検討されたことに留意した。本会合では時間が限られていたことから、改正戦略計画の策定において本件を検討する機会が与えられ得ることが留意された。

議題項目 3. 財政及び運営

16. 事務局長は、2014 年の改訂予算（CCSBT-EC/1410/05）及び 2015 年予算案（CCSBT-EC/1410/06）を含め、EC が検討する必要がある財政上の事項の概要を説明した。
17. 2014 年の支出見通しでは、予算の六つの経費部門の全てにおいて節約がある。最も大きな節約は会合関連経費であり、これらの節約は、会場借上げの保証金の支払いを 2013 年末に行ったこと（このため 2014 年支出には現れていない）、会合参加者数の減少、旅費、コンサルタント料、ケータリングに関する節約及び為替相場によるものであった。
18. 事務局長は、三つのバージョンの 2015 年予算案が準備されていると述べた。そのうちの一つは科学航空調査に対して 100,000 ドルの負担を手当し

したものであり、その他の代替予算案は、2014年8月のオーストラリアからの要請を踏まえ、航空調査にかかる200,000ドル及び800,000ドルの負担を含むものであった。これら二つの予算文書にかかる詳細な審議は財政運営委員会（FAC）に付託された。

19. 以下について審議するためにFACが招集された。
 - 2014年改訂予算
 - 2015年予算案
 - 遵守委員会（CC）及び拡大科学委員会（ESC）により提案された会合及び作業計画にかかる財政的な関連事項
20. FAC議長として、ケビン・サリバン博士が指名された。

3.1. 財政運営委員会からの報告

21. 財政運営委員会（FAC）議長は、別紙8のFAC報告書を説明した。本報告書は、2014年の改訂予算及び2015年の勧告予算を含むものである。

2014

22. FAC議長は、2014年改訂予算に三つの微修正があり、2014年の最終的な節約額は13,000ドルになると述べた。これらの節約は2015年予算に繰越される。また、FACは、定常的に実際の支出額が予算額を下回っていることに関するパフォーマンス・レビューパネルのコメントについて検討したが、この点に関する修正は勧告されなかった。
23. 会合は、FAC報告書付属書Aのとおり、2014年改訂予算を採択した。

2015

24. 2015年予算案では、最終的な全体経費はメンバーの分担金を6.2%増加させることとなり、また、2016年及び2017年の科学調査計画（SRP）にかかる支出額は増加していく見込みであることが留意された。
25. 会合は、FAC報告書付属書Bのとおり、2015年予算を採択した。
26. 2015年予算の採択後、オーストラリアは、科学航空調査の実施には毎年800,000ドルの経費がかかり、ECから提案された200,000ドルの負担では、特に200,000ドルのうち約60,000ドルはやはりオーストラリアからの拠出であることを踏まえれば、2015年の調査実施には不十分であったと述べた。このため、オーストラリアは、調査を二年ごとにしか実施することができず、それでもなおCCSBTによる費用負担の増加が必要になるとした。オーストラリアは、ESC議長が、もし調査が二年ごとに実施されることになるならば、2016年に管理方式を走らせるための情報を提供するために2016年に調査を行うことが非常に望ましいと助言したことに留意した。
27. 科学航空調査に関するこれまでのオーストラリアの貢献に対して謝意が表された。メンバーは、将来の航空調査データの欠如が管理方式（MP）に与える影響について懸念を表明した。ECは、ESCに対し、管理方式の

プロセスに対するこの影響について検討するとともに、2015年は航空調査データが無く、また2016年以降もそうである状況下でMPを走らせる、又はMPを再調整するためには何が最良かについて助言するよう要請した。

28. 日本は、2015年に航空調査が実施されないことは残念であると述べた。さらに日本は、航空調査がオーストラリアによって実施されてきたのはまき網CPUEが資源評価に寄与できなかったためであり、また日本は、1990年代、航空調査手法の開発において財政的及び技術的に貢献したことをリマインドした。
29. 政府は将来の財政計画を策定する傾向があることから、韓国及びオーストラリアは、政府の長期的な財政計画を支援するため、将来の科学及び遵守作業に向けて3年間の継続予算の策定を委員会が検討することを提案した。遵守委員会議長は、CCは既に3年間の継続的な計画を策定しており、この計画に伴う予算を関連付けるだけであることを確認した。
30. CCSBT22に向けて、事務局長が向こう3年間の表示予算にかかる文書を作成すること、及び当該文書では表示予算上の主要な不確実性を明らかにすることが合意された。2年目及び3年目の予算はあくまで表示上のものであり、それらの予算事項が約束されていることを示すものではないことが留意された。

議題項目 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

31. 議長は、遵守委員会の討議について留意するとともに、メンバーに対して、CC9において既に取り上げられたメンバー及びCNMの国別報告書に対して追加的な質問があるかどうかを尋ねた。
32. オーストラリアは、ステレオビデオ（STV）調査プロジェクトに関する更新情報を提供し、当該調査に500,000ドルを投資していること、及びプロジェクトの進捗状況に関する更新情報は2015年半ばに利用可能になることを述べた。
33. オーストラリアは、メンバーに対し、STV調査計画の説明を提供した。
34. EUは、立体視カメラに関するICCATの開発状況にかかる情報の提供を要請した。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

35. 議長は、メンバーからの報告を受け付けたが、特段の報告はなされなかった。

議題項目 5. 遵守委員会からの報告

36. 遵守委員会（CC）議長は、今後の作業計画を含む第9回遵守委員会会合（CC9）報告書を説明するとともに、生産的かつ協力的な会合となったことについて参加者に感謝した。
37. CC議長は、CC9は拡大科学委員会（ESC19）からの要請を承認したものの、ESCに対して漁獲証明制度（CDS）又はマーケットに関する情報を利用可能とすることについてはコンセンサスに達しなかったとことを確認した。
38. また、CC議長は、報告書のパラグラフ 100におけるCC9の勧告に対する注意を喚起した。
39. 拡大委員会は、CC9の報告書及び勧告（議題項目 11 の下でのさらなる検討が必要とされた以下の勧告を除く）を採択した。
 - 欧州連合、南アフリカ及びフィリピンの協力的非加盟国としての地位の継続
40. CC9報告書のパラグラフ 68にかかる議長の言及に関して、日本は、オーストラリアによる未漁獲枠の繰越し通知の遅延のようにメンバーがCCSBT管理規則を遵守できなかった場合、そうした状況はメンバー間の誠実な議論によって解決されるべきであると述べた。
41. オーストラリアは、行政上の過失があったことは認めるものの、オーストラリアは拡大委員会とは関係なしに未漁獲枠を繰り越す権利を有しているとする同国の条約の規則にかかる理解を繰り返し述べた。
42. 韓国は、CDS漁獲モニタリング様式における洋上で計量した重量と水揚げ重量の間での受け入れ可能な不調和に関して、日本及び台湾と議論すると述べた。
43. 第9回遵守委員会（CC9）報告書（作業計画及び勧告を含む）は別紙9のとおりである。

議題項目 6. 拡大科学委員会からの報告

44. 拡大委員会（ESC）議長は、ESC会合報告書の概要を示した文書CCSBT-EC/1410/09及びCCSBT-EC/1410/18を説明した。
45. メンバーは、ESC議長に対し、未考慮死亡量、ベースケースの資源評価における表層漁業過剰漁獲シナリオに関する不確実性、及び科学調査計画（SRP）に関するESCからの助言の性質について多数質問した。これらの質問に対し、ESC議長は以下のとおり述べた。
 - ESCは、2016-2017年の勧告TACを修正することなく規定どおりに管理方式に従うことを継続するよう勧告するとともに、2017年にMPを予定どおりにレビューするよう勧告した。2016年までに未考慮漁獲量

のより良い推定値が利用可能となった場合には、これを考慮して 2016 年に MP を再調整し得る。

- オペレーティング・モデルのベースケース（又はリファレンスセット）は 2013 年までの表層漁業に関する 20%過剰漁獲シナリオを含んでいるが、2014 年以降の予測におけるリファレンスセットではこれを含んでいない。
 - 遺伝子標識研究に関しては、このプロジェクトを継続すべきかどうかを判断するため、設計フェイズ後にプロジェクトがレビューされるものと理解している。
 - 新たな大規模標識計画の実施は ESC では検討されなかった。ESC にとって、過去の標識データは回遊データ及び成長率推定には有益なものであるが、資源評価には限定的にしか利用ができない。
46. 日本は、メンバーに対し、100 尾サンプリングの正確性を調査するためにステレオビデオと 100 尾サンプリングの比較実験が利用し得ることが ESC 報告書において言及されていることをリマインドするとともに、これらの結果が ESC によって利用可能かどうかと質問した。オーストラリアは、現在の調査は自動化に焦点を当てたものであることを明確化した。ESC 議長は、時期を逸せず調査結果が利用可能となった場合には、2015 年の ESC においてその有効性をレビューすることができること述べた。
47. メンバーは、ESC 報告書の勧告に関して、二つの分野にかかる懸念を特定した。
- ニュージーランドは、ESC 報告書が、管理方式（MP）の設計段階では考慮されていなかったような相当水準の未考慮死亡が発生している可能性があることは明白であると結論付けたことに留意した。ニュージーランドは、例外的状況にあると言える相当水準の未考慮死亡が発生していると考えており、2016-17 年の TAC を当初設定されたままとしておくという ESC による勧告に驚いているとした。
 - ニュージーランドは、ESC は予防的アプローチを取る義務の下にあることを指摘しつつ、ESC 議長に対し、ESC からの助言は予防的アプローチに沿ったものであるのかどうかについての確認を求めた。ESC 議長は、これが ESC の見解であることを確認した。
 - 日本は、日本の市場データに関する ESC 報告書別紙 5 に対する懸念について指摘した。さらに日本は、ESC は日本市場に関する具体的な懸念を何ら提起しなかったことに留意した。日本は、可能性の低いこうした問題を、実際に起こっている問題と同列に扱うことは不適當であると考えているとした。
 - オーストラリアは、ESC の勧告に対して、個別項目ごとにではなく全体のパッケージとして対応していく必要があると繰り返し述べた。ESC は、その勧告について何ら順位付けを行っていなかった。
48. 拡大委員会は、ESC19 報告書を採択するとともに、ESC の勧告に留意した。

49. 2014 年の ESC 会合の報告書は別紙 10 のとおりである。

議題項目 7. 総漁獲可能量及びその配分

7.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量

50. 拡大委員会は、CC9 から提示された帰属漁獲量の定義について検討し、以下のとおり修正された定義に合意した。

「メンバー及び CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものとする。

- 商業的漁業操業 (SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない)
- 放流及び／又は投棄
- 遊漁
- 慣習的及び／又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業」

51. メンバーは、CC9 において合意された帰属 SBT 漁獲量の定義の導入に関して相当の議論を行った。議長は、これらの議論の結果として、帰属漁獲量の定義を運用可能にし、また未考慮死亡に関する助言を考慮するための誠実な努力がなされたものと評した。

52. これらの議論を受け、また未考慮死亡に関する ESC の助言を踏まえ、EC は以下に合意した。

- 2016-17 年の全世界の TAC を確認すること
- CCSBT は、次の TAC 期間 (2018-2020 年) 及びそれ以降、非メンバー国の漁獲量に関する調整を行うものとする原則
- CCSBT21 において採択された帰属漁獲量の共通の定義について、可能な限り早く、かつ 2018 年の漁期年の前までに導入するべく誠実に対応すること
- メンバー及び CNM は、帰属漁獲量の共通の定義に沿って同国の国別配分量の調整を開始するという原則。これらの調整は、入手可能な最良の情報に基づいて実施されるのが望ましい
- ESC、CC 及びメンバー及び CNM に対し、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析に着手するよう指示すること。
- 非メンバーの漁獲量の推定に貢献するための大規模市場に関する市場分析の委託

53. 表 1 の行動ポイントがメンバーにより合意された。表中、「外部」は非メンバーの漁獲量を示し、「内部」はメンバーの帰属漁獲量を示す。

表 1：国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の導入に関する行動ポイント

	外部	内部	ESC 作業計画
2015	<p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量の考慮にかかる原則及びプロセスに関する議論を開始する。</p> <p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析に着手する。</p> <p>非メンバー国の漁獲量の推定に寄与するための大規模市場の市場分析を委託する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個々のメンバーによる、同国に当てはまる死亡要因に関する調査、及びESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告 2. メンバーは、最良の推定値に基づく帰属死亡量の全ての要因に対するアローワンスの設定を2016-17漁期年から開始するよう努力するものとし、他のメンバーに対して、CCSBT22までにこれを通知するものとする。これができなかったメンバーは、CCSBT22に対してその旨通知するとともに、なぜできなかったのかについて説明し、及びアローワンスを設定できる期限を定めるものとする。 3. ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するプロセスにかかる議論及び合意に着手する。 	<p>無報告死亡量に関する情報の照合及びOM「船団」に沿った当該情報の分類（ESC19報告書）</p>
2016	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p> <p>ECは、2018-20年のTAC期間における非メンバーの漁獲量を考慮するための調整について決定する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な場合、ECは、次のクォータブロック（2018-2020年）中に帰属漁獲量に対処するためのプロセスに関して合意するため、検討を継続する。 2. 個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。 	<p>ESCは、2018-2020年のTACを勧告するためにMPを走らせる予定である。</p>
2017	<p>ESC、CC及びメンバーは、非メンバーの漁獲量の推定値を提供するための分析を継続する。</p>	<p>個々のメンバーは、同国に当てはまる死亡要因に関する調査を継続するとともに、ESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告を行う。</p>	<p>ESCは、全面的な資源評価及び第一回目の公式MPレビューを行う予定である。</p>
2018		<p>帰属漁獲量の共通の定義の全面的な実施</p>	

54. ニュージーランドは、困難な問題に対する他のメンバーの協力的な姿勢に感謝した。ニュージーランドは、2016年及び2017年のTACの確認の合意に関して、ESCからの助言は拡大委員会に対する義務に合致した予防的なものであるというESC議長の言質を信頼すると述べるとともに、合意された帰属漁獲量の共通の定義の導入に向けて誠実に取り組むとしたメンバーの言質を信頼すると述べた。
55. ニュージーランドは、今次会合においてCDS及び市場データの交換の合意に失敗したことに関する失望を表明した。ニュージーランドは、ESCは当該情報へのアクセスがその作業において重要なものであることを確

認していることから、レビューを支援するための独立的な分析に関する検討を踏まえ、この問題を休会期間中に解決することをメンバーに対して強く奨励していると述べた。ニュージーランドは、CDS 情報にかかる独立レビューを提供する用意があると述べた。

56. 日本は、未考慮死亡量に関して、CCSBT が全てのメンバーの協力、正直さ、誠実さを必要としているというニュージーランドの見解を共有した。日本は、CDS データの独立レビューに関するアイデアを支持した。
57. オーストラリアは、独立レビューへの関心を示したが、これは CDS データ及び市場データを含む ESC のデータ要件の文脈の中で行われるべきであるとした。同国は、ESC が未考慮死亡量の完全な推定値を提供できるようにするため、CDS データだけでなく全てのデータが精査されなければならないと述べた。

7.2. TAC の決定

58. ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナルは、EC が全ての死亡要因に基づき、かつこれを含む新たな資源評価を開発し、この資源評価が完了する、又は明確に進められるまでは、EC は TAC に関するあらゆる決定を先送りするとともに、いかなる TAC の増加も行わないよう望むと述べた。
59. 議長は、EC は 2015 年の TAC が管理方式による勧告のとおり 14,647 トンとなることに合意したと述べた。
60. 議長は、以下のとおり述べた SC 報告書パラグラフ 123 について言及した。

「2013 年に行った 2015-17 年に関する MP の結果及び議題項目 10.1 における例外的状況に関するレビューの結果を踏まえ、ESC は、2016-17 年の TAC に関して、EC による 2013 年の決定を修正する必要はないと勧告した。2016-2017 年の各年の勧告 TAC は 14,647 トンである。」

61. EC は、2016 年及び 2017 年の各年の TAC が 14,647 トンとなることを確認した。

7.3. 調査死亡枠

62. EC は、オーストラリアからの 2015 年における調査死亡枠 (RMA) 5.95 トンの要請を承認した。
63. MP の勧告 TAC のうち 10 トンは調査死亡枠に当てられることについて EC は既に合意していることが留意された。

7.4. TAC の配分

64. インドネシアは、同国の国別配分量を 300 トン増加させるために CCSBT20 に提出した提案、及び QAR のフェイズ 1 及びフェイズ 2 が実

施されたことについて繰り返し述べた。同国は、同国の漁船数及び SBT が回遊するインドネシアの EEZ 内で同国の沿岸零細漁業が SBT を漁獲してきた長い歴史に鑑みれば、現在の配分量はあまりにも少なすぎると述べた。インドネシアは、EC に対し、条約第 8 条 3 項の規定に基づき締約国に対する割当量を決定する際、委員会は「みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益」を考慮することとした条約第 8 条 4 項(c)を考慮するよう要請した。インドネシアは、SBT の漁獲枠制度において同国の要請に対応することは、インドネシアの沿岸零細漁業者のより良い生活及び収入に大きく貢献することになると同時に、将来的な SBT の未考慮死亡の増加を排除することにもなると考えているとした。インドネシアは、EC 会合に対し、パラグラフ 45 45 に記述されたインドネシアの要請に応えるためのパラグラフを作成するよう要請した。

65. 議長は、この問題に関するメンバーの議論を総括した。インドネシアによる包括的な説明及び同国が提案している 2015 年の同国の管理体制を強化するための取組が留意され、メンバーは同国の立場に多大なる共感を示した。インドネシアの要請に応えるための多くの方策が検討されたが、現在の資源状況に鑑みて何ら進展することができなかった。メンバーは、TAC が増加している状況であれば現状が変わり得ることに留意した。メンバーは、インドネシアによる同国の SBT 管理の改善計画に勇気づけられるとともに、このプロセスを継続するよう奨励した。
66. 会合は、2015-2017 年の国別配分量が文書 CCSBT-EC/1410/10 に明記されたとおりとなることを確認した。合意された国別配分量は、下の表 2 のとおりである。

表 2 : 2015-2017 年の各年に関する現在の国別配分量

	(A) 南アフリカが 5 月 31 日までに 加盟し、同年に 150 トンのノ ミナル漁獲量を受ける場合	(B) 南アフリカが 5 月 31 日までに 加盟せず、同年の配分量の追加 を受けない場合
日本	4,737	4,847
オーストラリア	5,665	5,665
ニュージーランド	1,000	1,000
韓国	1,140	1,140
台湾	1,140	1,140
インドネシア	750	750
南アフリカ	150	40
フィリピン	45	45
欧州連合	10	10

議題項目 8. CCSBT パフォーマンス・レビュー

67. 2014年に、独立レビューパネルによる第二次 CCSBT パフォーマンス・レビューが実施された。議長は、パフォーマンス・レビュー報告書を提供した文書 CCSBT-EC/1410/11 に留意した。
68. 独立レビューパネル議長のサージ・ガルシア博士は、レビューパネルの方法論を含むパネルのレビュー結果、及び以下の六つの分野に関する国際基準及びベストプラクティスに対する CCSBT のパフォーマンスの評価について説明した。
- 保存及び管理
 - 遵守及び取締り
 - 意志決定、透明性及び紛争解決
 - 国際協力
 - 財政上及び運営上の課題
 - 全体的な CCSBT パフォーマンス・レビュープロセス
69. ガルシア博士の説明において強調された分野は以下のとおりである。
- CCSBT の科学及び諮問プロセスはベストプラクティスに適合している。しかしながら、資源の再建速度は非常に遅く、また CCSBT は再建の軌道を明確にしていない。
 - 戦略計画の策定は重要な成果であり、委員会は、戦略的な管理計画（既にその要素は揃っている）の採択に向けた検討を行うべきである。
 - また、CDS や品質保証レビューの導入といった事項は、遵守の分野における主要な進捗を示しており、コンプライアンス・マネージャーの採用も前向きなステップである。
 - 生態学的関連種（ERS）に関するさらなる進捗及びデータが必要であり、関連する RFMO との間での双方向的な措置の調和を考慮しなければならない。
 - SBT の資源量及び分布に対する気候変動の潜在的影響とこれに関する将来の管理方策にかかる展望を検討する必要がある。
 - 生態系アプローチの検討及び生物多様性条約（CBD）の要件に照らした生態系に対する SBT 漁業の潜在的影響を特定するためのさらなる作業が必要である。
70. パフォーマンス・レビュー後のプロセスに関して、ガルシア博士は、CCSBT は RFMO のパフォーマンス・レビューに関する FAO ガイドラインの要件を満たしていると結論付けた。
71. メンバーは、ガルシア博士の説明に対して謝意を表明し、説明に対する一連のコメント及び質問を提起した。EU は CDS を導入していると述べた。EU は、市場関連措置、特に ICCAT と同様に貿易関連措置の採択を進めていく可能性にかかる幅広い進捗を希望した。インドネシアは、同

国の国内法に抵触するため、同国の EEZ 内で操業する船舶の VMS データを提供することはできないと指摘した。日本は、レビューパネルによる勧告の一部は、特定の管轄水域を持たない RFMO には関連しないと考えられると述べた。

72. 議長は、レビューパネルの勧告は大まかに以下の二つのグループに分けられることを踏まえ、委員会が、関連するレビューパネルの勧告をどのように進捗させ、導入し及び運用するかについて検討する必要があると指摘した。
 - ガバナンス及び管理に関する勧告
 - 科学、ERS 又は遵守にかかる補助機関のそれぞれに関連する専門的な勧告
73. 一つの手法として、ガバナンス及び管理に関する勧告についてはコミッショナーがレビューを行い、専門的な勧告についてはまず関連する補助機関においてレビューを行った上で、EC に対して助言を行うことが提案された。会合は、補助機関はまだパフォーマンス・レビューパネルの勧告について十分な検討を行っておらず、また CC9 は、EC によるレビューが行われる前にこれらの勧告を 3 年間の遵守行動計画（CAP）に含めるのは時期尚早と考えるとしたことに留意した。
74. パフォーマンス・レビューパネルの勧告全体の一覧表は別紙 11 のとおりである。勧告に関連する補助機関を示すために、当該別紙の最後に欄が一つ追加された。この欄が空欄となっている場合は、当該勧告は EC によって直接検討されるのが適当と考えられる。
75. CCSBT 戦略計画へのパフォーマンス・レビュー勧告の取り入れプロセスについては、議題項目 9.2 においてさらに議論された。

議題項目 9. CCSBT 戦略計画の実施

9.1. 2014 年の行動計画

9.1.1. 旗国／漁業主体の漁獲能力の自己評価（優先度：低い）

76. 議長は、ニュージーランドは CCSBT20 に対して同国の漁獲能力の自己評価を既に提出していたことに留意した（文書 CCSBT-EC/1410/BGD01 を参照）。
77. オーストラリア、日本、韓国及び台湾は、CCSBT-EC/1410/19、22、25 及び 24 に詳述された各国の漁獲能力の自己評価について紹介した。過剰漁獲能力は確認されなかった。
78. インドネシアは、同国の新たな管理措置を考慮した漁獲能力の自己評価を CCSBT22 に提供したいと述べた。

9.2. 将来の行動計画

79. 議長は、CCSBT 戦略計画の実施に関する文書 CCSBT-EC/1410/12 を参照するとともに、CCSBT 戦略計画の詳細な 5 年間の行動計画が 2014 年に終了することに留意した。
80. ニュージーランドは、戦略計画が EC にとって有益なツールであり、また EC の作業の優先順位付けの一助となったと述べるとともに、ほとんどの目標において行動の改訂が必要な項目が残っていると述べた。同国は、統合的な戦略的漁業管理計画の策定は戦略計画を補完し得ると付け加えた。
81. ニュージーランドは、他のメンバー及び事務局と相談しながら、パフォーマンス・レビューパネルの関連勧告を取り入れた改定戦略計画、及びこれに伴う将来の行動計画の一次案を作成することを申し出た。戦略計画の策定において、ESC 及び CC からの助言が求められる予定である。
82. メンバーは、ニュージーランドの申し出に感謝するとともに、これを受諾した。
83. 戦略計画の策定は、2015 年 6 月にキャンベラで開催される戦略・漁業管理作業部会 (SFMWG) 会合 (3 日間、日時未定) において進められる予定である。

議題項目 10. CCSBT ERS 勧告の改正

84. オーストラリアは、みなみまぐろを対象とする漁業の海鳥への影響を緩和するための決議案を提出した。オーストラリアは以下について詳しく説明した。
 - CCSBT は、これらの種に関する漁業の影響を緩和するための包括的かつ法的拘束力のある措置を有していない唯一の RFMO である。
 - ERSWG は、SBT 漁業においては広範囲かつ相当量の海鳥の捕獲があることに留意するとともに、EC に対し、より効果的な緩和措置を緊急的に導入するよう呼びかけている。また、CCSBT パフォーマンス・レビューは、CCSBT に対し、ERS に関する漁業の影響、混獲緩和措置の開発、及びこれらの措置の遵守の評価にかかるモニタリング及びデータの蓄積に関するさらなる作業を行うよう勧告した。
 - 新たな提案は、他の RFMO の保存管理措置との調和を含め、過去の提案においてメンバーから提起された懸念への対応を試みたものである。
 - 提案における措置は、中層はえ縄漁業における海鳥の混獲緩和にかかる現行のベストプラクティスに相当するものである。また、WCPFC、IOTC 及び ICCAT の管轄水域において船舶に適用される義務とも整合したものである。
85. ニュージーランドは、ERS に関する法的拘束力のある措置の採択を支持したいと述べた。提案に対する全般的な支持があったものの、台湾及び日本は懸念を表明した。台湾は、提案にかかる技術的、データ及び報告

要件に関する国内的な協議にもっと時間が必要であり、次回の ERSWG に提案を付託したいと示唆した。日本は、オーストラリアの提案と WCPFC の措置との間にはいくつかの相違があると述べた。日本の第一義的な懸念は、他の RFMO が法的拘束力のある海鳥混獲緩和措置を変更した場合に、CCSBT の新たな法的拘束力のある措置との間で齟齬が生じ、漁船がこれを遵守できなくなることであった。その代わりに、日本は、CCSBT が早急に海鳥混獲緩和に関する最低履行要件 (MPR) を策定することを提案した。また、日本は、混獲緩和の重要性について日本は十分に認識しており、海鳥混獲緩和措置の有効性技術部会 (SMMTG) 及び ERSWG のホストや、より効果的、実用的及び経済性が高く、かつ漁業者にとっても安全な混獲緩和技術の開発を含め、日本は様々な局面での貢献を通じて海鳥混獲緩和に対して前向きに対応していると述べた。

86. オーストラリアは、混獲緩和措置は RFMO 間で常に変更り得るものであり、CCSBT が法的拘束力のある海鳥措置を進めない理由にはならないと述べた。
87. 日本及び台湾が表明した懸念を考慮して、オーストラリアは、メンバーによる検討のために決議案の修正版を作成した。
88. 修正決議案は、オーストラリア、インドネシア、韓国、ニュージーランド及び EU によって支持された。台湾は、船舶が混獲として SBT を偶発的に捕獲した場合に、こうした法的拘束力のある措置に対する違反となる可能性があるとして懸念を示した。さらに台湾は、同国の全ての船舶が他の RFMO の海鳥混獲緩和措置を現在導入していることを指摘した。日本は、全てのメンバーが既に他の RFMO の ERS 措置を遵守しているならば、法的拘束力のある決議を行う必要性が理解できないと述べるとともに、それが ERS に関するより詳細かつ包括的な MPR の策定を提案した理由であると述べた。
89. ニュージーランドは、多くの海鳥を捕獲している SBT 漁船に対して現行の措置が効果的であるとは考えられないと述べた。オーストラリアは、日本が報告した海鳥の混獲数が、2012 年から 2013 年の間に約 300% も増加したと述べた。日本は、この増加は、おそらく海鳥の分布の状態、すなわち一部海域に海鳥の分布が偏っており、2013 年に操業中の一隻の漁船がそうした海域に遭遇してしまったことによるものであると回答した。さらに日本は、これは ICCAT がより厳しい混獲緩和措置を導入するより以前のことであり、日本は、2013 年 7 月の ICCAT の改正混獲緩和措置の導入以降はこうした大規模な混獲は減少していくものと期待していると述べた。
90. HSI は、海鳥混獲緩和措置は CCSBT に関する主要な懸念であると述べた。HSI は、この問題に対する誠実さが欠如している SBT 漁業は今や全世界の懸念となっており、改善された措置が既によく知られ、かつ一般的に使用されている現在にあって、SBT 漁業が現在のままの操業を継続することは受け入れられないとした。さらに HSI は、この問題は、加重枝縄及び夜間投縄というベストプラクティスの導入によって対処される

必要があり、混獲緩和措置の有効性をテストするための技術的作業が行われている間であっても、このことが直ちに規制を導入することを引き延ばす理由として用いられるべきではないと述べた。

91. 他のまぐろ類 RFMO の管轄水域で操業する際、メンバーは当該 RFMO の ERS 管理措置により法的に拘束されていることが留意された。
92. 議長は、海鳥混獲緩和措置に関する強い支持があり、この問題を前に進めるための筋道を見出す必要があると総括した。
93. 戦略・漁業管理作業部会会合（2015年6月予定）における検討に供するため、ニュージーランドが ERS に関する改正 MPR を起草することが合意された。これはコミッショナーレベルでの検討となる予定である。ほとんどのメンバーは、この問題に関する議論を ERSWG に差し戻すオプションよりも、こちらのアプローチが適切であると思料した。MPR 改正案は、海鳥の高リスク海域における SBT の漁獲時に適用されるべき混獲緩和措置について特定する予定である。これが合意された場合、MPR は、他のまぐろ類 RFMO に対して送付されるとともに、各々の条約海域内の同じ海域において同様の措置を導入するよう要請される。

議題項目 11. 協力的非加盟国

94. 議長は、協力的非加盟国（CNM）に関する文書 CCSBT-EC/1410/13 を参照した。
95. 会合は、現在の三つの CNM の全て（EU、フィリピン及び南アフリカ）の CNM としての地位を 2015 年も継続することを確認するとともに、以下を要請した。
 - 南アフリカは、過剰漁獲問題への対応を継続すること
 - EU は、事務局に対して適切な CDS 文書を提出すること
 - フィリピンは、遵守委員会において提起された質問に回答すること
96. EU は、メンバーに対し、将来的には CDS 要件をさらに遵守したいと再確認した。また、EU は、CCSBT の正式なメンバーとなるためのプロセスの進捗状況に関する更新情報を提供し、2015 年の早い時期に申請書を提出する意向であると述べた。
97. 南アフリカは、過去の過剰漁獲について遺憾の意を述べるとともに、ヒューメイン・ソサエティー・インターナショナル（HSI）から承認された責任ある漁業国としての同国の国際的な地位について注意を喚起した。
98. フィジーは、CCSBT の CNM となるための申請に関心を有していることを確認し、同国の申請に対してメンバーからの奨励及び支持があった。CNM の地位に関する公式な申請はまだフィジーから受領されていないが、申請のための要件に関してフィジーと事務局長が連絡を取り合うことが支持された。

99. 申請の一環として、フィジーに対し、SBTの漁獲量、漁業種類、関連する漁船数に関する情報、及びその他のSBTに関する統計情報を提供するように要請がなされた。

議題項目 12. 非メンバーとの関係

100. 議長は、この議題項目に関する背景情報を提供した、CCSBTと非メンバー国との関係に関する文書CCSBT-EC/1410/14に留意した。
101. 日本は、2013年12月のWCPFC会合の合間に行った中国との会合に関して報告した。会合の中で、日本は、中国がSBTの市場となっている可能性があること、及び中国がSBTを漁獲している可能性にかかる懸念を説明した。中国は、具体的な情報が提供されればこれについて調査したいと回答した。日本は、本件についてさらにフォローアップしたいと述べるとともに、メンバーに対して情報共有を依頼した。
102. 米国は、会合に参加できたことを喜ばしく思っていると繰り返し述べるとともに、CCSBTとのデータ共有の改善を継続していくこと、及び将来の会合に参加することを楽しみにしていると述べた。
103. ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナルは、メンバーに対し、SBTの貿易に関わる全ての港及び市場国並びにSBTの転載に関わる国との間でより強固な関係を築くとともに、少なくともオブザーバーとして、あるいは可能であれば将来のCNM又はメンバーとしてこれらの国を将来の会合に参加させるよう奨励した。
104. 会合は、米国、フィジー及びシンガポールをCC10及びCCSBT22のオブザーバーとして招待することに合意した。

議題項目 13. Kobeプロセス勧告の評価

105. 事務局長は、Kobeプロセスに関して、様々なKobe勧告の実施に向けた五つのまぐろ類RFMO (tRFMO) の各々の進捗状況に関する質問表（文書の別紙のとおり）及び現行のKobe運営委員会議長が米国であることに触れつつ、会合文書CCSBT-EC/1410/15を説明した。
106. 事務局長は、ECに対し、運営委員会の運営、次回のKobe全体会合（もしあれば）の時期、休会期間中の合同作業に関する優先順位（ECが進捗を加速化させたいと考える事項を含む）に関して、将来のKobeプロセスの運営にかかる何らかの意向があるかどうかを尋ねた。
107. ニュージーランドは、この会合において、ERSに関する法的拘束力のある措置の採択にかかるCCSBTの評価を改善するための機会をメンバーに持ってもらいたいと述べた。

108. HSI は、Kobe の以下の一つの分野の優先順位が高いとする見解を強調した。
- CCSBT 許可船舶による混獲に関する義務的な報告の導入
 - 最新の統合的な全世界の許可船舶リストに関する進捗の継続
 - 国／漁業主体が寄港国措置協定（PSMA）の締約国となることの重要性
109. 米国は、将来的に Kobe プロセスを進めていくための最良の方法に関するプロセスの合意又は決定はなされていないこと、及び当面は E メールを通じた連絡調整が継続される予定であることを確認した。
110. 事務局長は、今後 5 年間にわたる「国家の管轄区域外の海域におけるマグロ漁業の持続可能な管理及び生物多様性の保全」（GEF-ABNJ）プロジェクト及びそのサブプロジェクトの一環として、いくつかの周辺の作業が行われる予定であり、この作業は発展途上国に焦点を当てたものであると述べた。
111. また、CCSBT-EC/1410/15 では、現在までに CCSBT がやや進捗させた Kobe 勧告について概説された。これらの勧告については、戦略計画を通じて進めていくことが提案された。

議題項目 14. 他機関との活動

112. 議長は、他機関との活動に関する事務局の文書 CCSBT-EC/1410/16 において総括された本項目について紹介した。
113. CCSBT オブザーバーとしての義務の一環として、メンバーから以下が提出された。
- 2013 年 12 月 2-6 日にケアンズで開催された第 10 回 WCPFC 年次会合に関する韓国からの報告（CCSBT-EC/1410/26）
 - 2013 年 10 月 23 日-11 月 1 日にホバートで開催された第 32 回南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）年次会合に関するオーストラリアからの報告（CCSBT-EC/1410/21）
 - 2014 年 6 月 1-6 日にスリランカのコロomboで開催された第 18 回インド洋まぐろ類委員会（IOTC）会合に関するインドネシアからの報告（CCSBT-EC/1410/28）
 - 2014 年 7 月 14-18 日にペルーのリマで開催された第 87 回全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）に関する台湾からの報告（CCSBT-EC/1410/27）
 - 2013 年 11 月 18-25 日に南アフリカのケープタウンで開催された第 23 回大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）通常会合に関する日本からの報告（CCSBT-EC/1410/23）。日本は、同国からの報告の中で、ICCAT は立体視カメラシステムに関する技術的な仕様を策定してお

り、それが義務的要件となっていることを指摘した。また、このことはニュージーランドからも指摘された。

114. 2014/15年において、以下のメンバーが CCSBT を代表してその他の RFMO のオブザーバーとなることが合意された。
- 韓国は引き続き WCPFC のオブザーバーとなる。
 - オーストラリアは引き続き CCAMLR のオブザーバーとなる。
 - インドネシアは引き続き IOTC のオブザーバーとなる。
 - 日本は引き続き ICCAT のオブザーバーとなる。
 - 台湾は引き続き IATTC のオブザーバーとなる。
115. ニュージーランドは、上記の RFMO 会合のオブザーバーとなったメンバーに感謝した。

議題項目 15. データ及び文書の機密性

15.1. 2014 年の報告書及び文書の機密性

116. 議長は、2014 年の報告書及び会合文書として提出された文書の機密性に関する文書 CCSBT-EC/1410/17 (Rev.2) を紹介した。
117. 事務局長は、事務局の文書 CCSBT-ESC/1409/04 の別紙 A、オーストラリアの文書 CCSBT-ESC/1409/12 及び CCSBT-CC/1410/Info02、日本の文書 CCSBT-CC/1410/19、及びインドネシアの QAR 報告書を除き、CCSBT21 の下での会合の報告書及び会合に提出された文書は公表されることに留意した。
118. ニュージーランドは、機密性の問題については、戦略計画の策定プロセスにおいて、機密性にかかる明確なタイムフレームのコンセプトが検討されるべきであると述べた。

議題項目 16. 2015 年の会合

119. 2015 年の会合の開催日程が以下のとおり合意された。
- 第 11 回生態学的関連種作業部会会合、東京（日本）。2015 年 3 月予定、休会期間中に決定。
 - オペレーティング・モデル構造技術会合、仁川（韓国）、2015 年 8 月 30-31 日。
 - 第 20 回拡大科学委員会会合、仁川（韓国）、2015 年 9 月 1-5 日。
 - 第 10 回遵守委員会会合、麗水（韓国）、2015 年 10 月 8-10 日。
 - 第 22 回拡大委員会、麗水（韓国）、2015 年 10 月 12-15 日。
120. 会合は、キャンベラにおいて、戦略・漁業管理作業部会会合（3 日間、2015 年 6 月予定）を開催することに合意した。

議題項目 17. 第22回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

121. 会合は、CCSBT22 に付属する拡大委員会の議長は韓国によって指名されること、及び副議長は台湾から指名されることに合意した。
122. CCSBT22 に付属する拡大委員会の議長は、カン・ヨンソク氏となる予定である。

議題項目 18. その他の事項

123. その他の事項はなかった。

議題項目 19. 閉会

19.1. 報告書の採択

124. 会合報告書が採択された。

19.2. 閉会

125. 会合は、2014年10月16日午後8時38分に閉会した。

別紙リスト

別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. メンバーのオープニング・ステートメント
5. 協力的非加盟国のオープニング・ステートメント
6. オブザーバーのオープニング・ステートメント
7. 拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設立のための決議
8. 財政運営委員会報告書
9. 第9回遵守委員会会合報告書
10. 第18回科学委員会会合報告書
11. 2014年CCSBTパフォーマンス・レビューによる勧告

参加者リスト
第21回委員会年次会合に付属する拡大委員会

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email	
COMMISSION CHAIR								
Don	MACKAY	Mr		NEW ZEALAND			don_maria_mackay@msn.com	
COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR								
Stan	CROTHERS	Mr		NEW ZEALAND			crothers@xtra.co.nz	
SCIENTIFIC COMMITTEE CHAIR								
John	ANNALA	Dr		NEW ZEALAND			annala@snap.net.nz	
CCSBT Performance Review Chair								
Serge	GARCIA	Dr					garcia.sergemichel@gmail.com	
MEMBERS								
AUSTRALIA								
Phillip	GLYDE	Mr	Deputy Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 2100	61 2 6272 4906	phillip.glyde@agriculture.gov.au
Ilona	STOBUTZKI	Dr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 4277	61 2 6272 4506	ilona.stobutzki@agriculture.gov.au
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 5863	61 2 6272 4540	gordon.neil@agriculture.gov.au
Erin	TOMKINSON	Ms	Assistant Director	Department of Agriculture	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6272 2438	61 2 6272 4540	erin.tomkinson@agriculture.gov.au
Matt	Daniel	Mr	SBT Fishery Manager	Australian Fisheries Management Authority	GPO Box 7051, Canberra, ACT 2601, Australia	61 2 6225 5338	61 2 6225 5500	matthew.daniel@afma.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd (ASBTIA)	PO Box 416, Fullarton, SA 5063, Australia	61 4 1984 0299	61 8 8682 3749	austuna@bigpond.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA 6160, Australia	61 418 925 535	61 8 9335 5045	terryromaro@aol.com

First name	Last name	Title Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
FISHING ENTITY OF TAIWAN							
Shiu-Ling	LIN	Ms. Deputy Director	Fisheries Agency	8F., No. 100, Sec. 2, Heping W. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 2383 5855	886 2 2332 7396	shiuling@msl.fa.gov.tw
Robert H.C.	WU	Mr. Deputy Director General	Taipei Economic & Cultural Office in Auckland, New Zealand	Level 18, 120 Albert Street, Auckland, New Zealand	64 9 3903 ext. 202	64 9 302 3399	hchwu@mofa.gov.tw
Tsung-Han	WU	Mr. Officer	Department of International Organizations, Ministry of Foreign Affairs	2 Kaitakelan Blvd., Taipei 10048, Taiwan	886-2-2348-2534	886-2-2361-7694	thwu01@mofa.gov.tw
Ho-Hsin	KUNG	Ms. Assistant	Overseas Fisheries Development Council	8F., No. 100, Sec. 2, Heping W. Rd., Taipei, Taiwan	886 2 2383 5886	886 2 2332 7396	hohsin@msl.fa.gov.tw
Wen-Jung	HSIEH	Mr. President	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 831 2151	886 7 841 7519	siunion.fishery@msa.hinet.net
Yin-Her	LIU	Mr. Chairman	Indian Ocean of Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7841 9606	886 7 831 3304	woen.chang@msa.hinet.net
Kuan-Ting	LEE	Mr. Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, NO.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan	886 7 841 9606	886 7 831 3304	simon@tuna.org.tw

INDONESIA

Toni	RUCHIMAT	Dr	Director for Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 10, Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35190 70 ext. 1002	62 21 34530 08	truchimat@yahoo.com
Saut	TAMPUBOLON	Mr	Deputy Director for Fisheries Resource in Indonesia EEZ and High Seas	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	s.tampubolon@yahoo.com and sdi.djpt@yahoo.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
	BESWENI	Dr	Deputy Director for Evaluation of Fisheries Resources Management	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 34530 08	62 21 34530 08	besweni06@yahoo.com
Abdur Rouf	SAM	Dr	Secretary Directorate General of Capture Fisheries	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Gd.Mina Bahari II Lt.12 Jl.Medan Merdeka Timur No.16 Jakarta 10110 Indonesia	62 21 35217 81		
Nugroho	AJI	Mr	Director of Marine and Fisheries Resources Monitoring and Surveillance Infrastructure Development	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gedung Mina Bahari II, Lantai 15 Jakarta Pusat, 10110 Indonesia	62 21 35231 13		
Parlinggoman	TAMPUBOLON	Mr	Assistant Deputy Director for Fishing Business Evaluation Services	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, GMB II, Lantai 8 Jakarta Pusat 10110 Indonesia	62 21 35230 28 ext. 8820		
	MIAZWIR	Mr	Head of Finance and General Division	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jl. Medan Merdeka Timur No. 16, Gd. Mina Bahari II Lt.12, Jakarta 10110 Indonesia	62 21 35191 10/124 4	N/A	N/A
Dwi Agus Siswa	PUTRA	Mr	Secretary General	Indonesia Tuna Long Line Association	Jl. Ikan Tuna Raya Timur, Pelabuhan Benoa, Denpasar – Bali, Indonesia	62 361 72739 9	62 361 72509 9	atli.bali@gmail.com
Harini	NALENDRA	Mrs	Vice Chairman of Indonesia Tuna Association	Indonesia Tuna Association	Jl. Waru No. 26 Rawamangun, Jakarta, 13220 Indonesia	62 21 47004 09	62 21 48922 82	harininalendra@harini.co.id
Turman Hardianto	MAHA	Mr	Deputy Director for Fishing Surveillance	Ministry of Marine Affairs and Fisheries	Jln. Medan Merdeka Timur No. 16, Gd.Mina Bahari II Lt.17 Jl.Medan Merdeka Timur No.16 Jakarta 10110	62 21 35231 52	62 21 35231 30/172 5	N/A

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
JAPAN								
Hisashi	ENDO	Mr	Chief Counselor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	hisashi_endo@nm.maff.go.jp
Sayako	TAKEDA	Ms	Assistant Director	International Affairs Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	sayako_takeda@nm.maff.go.jp
Takeru	IIDA	Mr		Fisheries Management Division, Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 6744 2364	81 3 3591 5824	takeru_iida@nm.maff.go.jp
Nabi	TAKANA	Ms		Ministry of Foreign Affairs	2-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8919	81 3 5501 8338	81 3 5501 8332	nabi.tanaka@mofa.go.jp
Tomoyuki	ITOH	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@fra.affrc.go.jp
Jun	YAMASHITA	Mr	President	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Kojiro	GEMBA	Mr	Chief	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Yuta	SUZUKI	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Keita	KAGOO	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Co-operative Association	31-1 Eitai 2-Chome Koto-ku Tokyo 135-0034 JAPAN	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	gyojyo@japantuna.or.jp
Hiroshi	IWAYAMA	Mr	Executive General Manager	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	h-iwayama@zengyoren.jf-net.ne.jp
Yorinaka	NISHIDA	Mr	Staff	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	y-nishida@zengyoren.jf-net.ne.jp

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Hirohito	IKEDA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 4322 8800	81 3 3294 9607	hirohito@poppy.ocn.ne.jp
Toshiaki	KANAZAWA	Mr	Adviser	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 90 3120 3313	81 3 3294 9607	toshiaki1151@riasbb.net

NEW ZEALAND

Arthur	HORE	Mr	Manager, Highly Migratory Specie	Ministry for Primary Industries	PO Box 19/747, Avondale, Auckland, 1746, New Zealand	64 9 820 7686	N/A	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr	Senior Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4654	N/A	Dominic.Vallieres@mpi.govt.nz
Kevin	SULLIVAN	Dr	Fisheries Stock Assessment Manager	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington, New Zealand	64 4 819 4264	N/A	Kevin.Sullivan@mpi.govt.nz
James	ANDREW	Mr	Fisheries Observer Officer	Ministry for Primary Industries	PO Box 2526, Wellington	64 894 3484	64 819 4775	James.andrew@mpi.govt.nz
Stephanie	HILL	Ms	Senior Fisheries Analyst	Ministry for Primary Industries	Private Bag 18- PO Box 2526, Wellington	64 4 819 4230	N/A	stephanie.hill@mpi.govt.nz
Alex	JEBSON	Mr	Legal Adviser	Ministry of Foreign Affairs and Trade	Private Bag 18-901, Wellington, 6160, New Zealand	64 4 439 8547	N/A	alex.jebson@mfat.govt.nz
Peter	BALLANTYNE	Mr		Solander Group Ltd	PO Box 5041, Nelson, New Zealand	64 3 545 9654	N/A	pdb@solander.co.nz
Ben	TURNER	Mr		Ben Turner ltd	37 Fosters rd, RD 1, Mangonui 0494	64 27 271 5169	64 9 4060 565	e4tme@xtra.co.nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
REPUBLIC OF KOREA								
Zang Geun	KIM	Dr	senior researcher	National Fisheries Research and Development Institute	216 Gijang-Haeanro, Gijang-eup, Gijang-gun, Busan 619-705, Korea	82 51 720 2310	82 51 720 2337	zgkim@korea.kr
Youngseok	WOO	Mr	Assistant Director	Ministry of Oceans and Fisheries	Government Complex Sejong, 94, Dasom 2-Ro, Sejong Special Self-governing City, 339-012, Korea	82 44 200 5343		yswoo@korea.kr
Minjin	KANG	Mr	Tongyeong Regional Office	National Fishery Products Quality Management Service (NFQS)	17, Jungnim 2-ro, Gwangdo-myeon, Tongyeong-si, Gyeongsangnam-do, 650-828 Rep. of KOREA	82 55 645 2973		nfpis198@korea.kr
Jiae	SON	Ms	Busan Regional Office	National Fishery Products Quality Management Service (NFQS)	8, Jungang-daero 30beon-gil, Jung-gu, Busan, 600-016 Rep. of KOREA	82 51 602 6034		sonjie@korea.kr
Ho Jeong	JIN	Mr	Manager	Korea Overseas Fisheries Association	83 Nonhyeon-ro, Seocho-gu, Seoul, Korea	82 2 589 1613		jackiejin@kosfa.org
Jihyun	KIM	Ms	ADVISOR	Korea Overseas Fisheries Association	KT&G building, Munyero 137, Seogu, Daejon, Republic of Korea	82 42 471 6435		zeekim@ififc.org
Bo Ram	JO	Ms	Assistant Manager	Dongwon Industries Co., Ltd.	275, Yangjae-Dong, Seocho-Ku, Seoul, Korea	82 2 589 3074		polo7321@dongwon.com
Ji Hun	JANG	Mr	Manager	Sajo Industries Co., Ltd.	#157, 2GA, Chungjeong-Ro, Seodaemun-Gu, Seoul, Korea	82 2 3277 1652		skiff@sajo.co.kr
Hwa Shin	LEE	Mr	Director	Dongwon Fisheries Co., Ltd.	Hall Street, North mole, Timaru, New Zealand	64 27 220 3015		hslee@dwsusan.com

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
COOPERATING NON-MEMBERS								
SOUTH AFRICA								
Mqondisi	NGADLELA	Mr	Director	International Relations, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries	South Africa	27 21 402 3654	27 86 513 9821	MqondisiN@daff.gov.za
Saasa	PHEEHA	Mr	Director	Offshore & High Seas Fisheries Management, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries	P/bag X2, Roggebaai, 8012. South Africa	27 21 402 3563	27 21 402 3618	SaasaP@daff.gov.za
EUROPEAN UNION								
Luis	MOLLEDO	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la loi, 200. B-1049. Belgium			luis.molledo@ec.europa.eu
OBSERVERS								
FIJI								
George	MADDEN	Mr	Acting Director of Fisheries	Ministry of Fisheries and Forestry	Takayawa Building, Toorak Road, Suva, Fiji	679 33016 11		georgemadden10@yahoo.com
THE UNITED STATES OF AMERICA								
Melanie	KING	Ms.	International Policy Advisor	NOAA Fisheries	1315 East West Highway (F/IA), Silver Spring, MD 20910 USA	001 301 427 8366		melanie.king@noaa.gov
HUMANE SOCIETY INTERNATIONAL								
Alistair	GRAHAM	Mr	Adviser, international conservation	Humane Society International	PO Box 439, Avalon NSW 2107	61 2 9973 1728	61 2 9973 1729	alistairgraham1@bigpond.com
TRAFFIC								
Joyce	WU	Ms	Senior Programme Officer	TRAFFIC	3F, No. 92, Lane 106, Section 3, Bade Road, Taipei 106, Taiwan	886 2 2579 5826	886 2 2576 6036	Joyce.Wu@traffic.org
Hiromi	SHIRAISHI	Ms	Programme Officer	TRAFFIC	6th Fl. Nihonseimei Akabanebashi Bldg.,, 3-1-14, Shiba, Minato-ku, 105-0014 Tokyo, Japan	81 3 3769 1716	81 3 3769 1717	Hiromi.Shiraishi@traffic.org

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
INTERPRETERS								
Saemi	BABA	Ms						
Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
CCSBT SECRETARIAT								
Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	asoma@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager					siball@ccsbt.org

議題

第 21 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

2014 年 10 月 13－16 日

ニュージーランド、オークランド

1. 開会
 - 1.1. 第 21 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント
 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
2. 事務局からの報告
3. 財政及び運営
 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー
 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告
5. 遵守委員会からの報告
6. 拡大科学委員会からの報告
7. 総漁獲可能量及びその配分
 - 7.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量
 - 7.2. TAC の決定
 - 7.3. 調査死亡枠
 - 7.4. TAC の配分
8. CCSBT パフォーマンス・レビュー
9. CCSBT 戦略計画の実施
 - 9.1. 2014 年の行動計画
 - 9.1.1. 旗国／漁業主体の漁獲能力の自己評価（優先度：低い）
 - 9.2. 将来の行動計画
10. CCSBT ERS 勧告の改正
11. 協力的非加盟国
12. 非メンバーとの関係

13. Kobe プロセス勧告の評価
14. 他の機関との活動
15. データ及び文書の機密性
 - 15.1. 2014年の報告書及び文書の機密性
16. 2015年の会合
17. 第22回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出
18. その他の事項
19. 閉会
 - 19.1. 報告書の採択
 - 19.2. 閉会

文書リスト
第 21 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

(CCSBT-EC/1410/)

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. Draft List of Documents
4. (Secretariat) Report from the Secretariat (EC agenda item 2)
5. (Secretariat) Revised 2014 Budget (EC agenda item 3)
6. (Secretariat) Draft 2015 Budget (EC agenda item 3)
7. (Secretariat) Review of SBT Fisheries and ERS Interaction (EC agenda item 4)
8. (Secretariat) Report from the Compliance Committee (EC agenda item 5)
9. (Secretariat) Report from the Extended Scientific Committee (EC agenda item 6)
10. (Secretariat) Total Allowable Catch and its Allocation (EC agenda item 7)
11. (Secretariat) Performance Review of the CCSBT (EC agenda item 8)
12. (Secretariat) Implementation of CCSBT Strategic Plan (EC agenda item 9)
13. (Secretariat) Cooperating Non-members (EC agenda item 11)
14. (Secretariat) Relationship with Non-members (EC agenda item 12)
15. (Secretariat) Kobe Process (EC agenda item 13)
16. (Secretariat) Activities with Other Organisations (EC agenda item 14)
17. (Secretariat) Confidentiality of Data and Documents (Rev.2) (EC agenda item 15)
18. (SC Chair) Presentation of the Report of the 19th Meeting of the Scientific Committee incorporating the Extended Scientific Committee (EC agenda item 6)
19. (Australia) Australia – Self-Assessment of Fishing Capacity (EC agenda item 9.1.1)
20. (Australia) Draft Resolution to Mitigate the Impact on Seabirds of Fishing for Southern Bluefin Tuna (EC agenda item 10)
21. (Australia) Report from the CCSBT Observer to the 32nd Annual Meeting of the Commission for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (Rev.1) (EC agenda item 14)
22. (Japan) Self-Assessment of Fishing Capacity – Japan (EC agenda item 9.1.1)
23. (Japan) Report from the CCSBT Observer to the 23rd Regular Meeting of International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT) (EC agenda item 14)
24. (Taiwan) Taiwan Self-Assessment of Fishing Capacity (EC agenda item 9.1.1)

25. (Korea) Korean Self-Assessment of Fishing Capacity (EC agenda item 9.1.1)
26. (Korea) Report from the CCSBT Observer to the 10th Regular Session of the Commission for the Conservation and Management of Highly Migratory Fish Stocks in the Western and Central Pacific Ocean (WCPFC) (EC agenda item 14)
27. (Taiwan) Report From the CCSBT Observer (Chinese Taipei) on the 2014 Annual Meeting of the Inter-American Tropical Tuna Commission (EC agenda item 14)
28. (Indonesia) Report from the CCSBT Observer (INDONESIA) on the 18th Commission meeting of the Indian Ocean Tuna Commission (IOTC) (EC agenda item 14)

(CCSBT-EC/1410/BGD)

1. (New Zealand) New Zealand Self - Assessment of Fishing Capacity (EC agenda item 9.1.1)

(CCSBT-EC/1410/Rep)

1. Report of the Ninth Meeting of the Compliance Committee (October 2014)
 2. Report of the Nineteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2014)
 3. Report of the Fifth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (June 2014)
 4. Report of the Third Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2014)
 5. Report of the Twentieth Annual Meeting of the Commission (October 2013)
 6. Report of the Eighth Meeting of the Compliance Committee (October 2013)
 7. Report of the Eighteenth Meeting of the Scientific Committee (September 2013)
 8. Report of the Tenth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (August 2013)
 9. Report of the Second Meeting of the Compliance Committee Working Group (May 2013)
 10. Report of the Nineteenth Annual Meeting of the Commission (October 2012)
 11. Report of the Seventh Meeting of the Compliance Committee (September 2012)
 12. Report of the Eighteenth Annual Meeting of the Commission (October 2011)
 13. Report of the Sixth Meeting of the Compliance Committee (October 2011)
 14. Report of the Special Meeting of the Commission (August 2011)
-

(遵守委員会により審議される予定の文書)¹

(CCSBT-CC/1410/SBT Fisheries -)

Australia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Indonesia	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission CCSBT
Japan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
Korea	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
New Zealand	Southern Bluefin Tuna Fisheries - New Zealand Country Report
Taiwan	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
European Union	2013 Annual Report of the European Union to the Compliance Committee and the Extended Commission (Rev.1)
Philippines	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission
South Africa	Annual Report to the Compliance Committee and the Extended Commission

(CCSBT-CC/1410/)

Many documents in this category may be relevant to EC discussion, including;

4. (Secretariat) Compliance with CCSBT Management Measures
5. (Secretariat) Draft Updated Three-Year Compliance Action Plan (2015 – 2017)
6. (Secretariat) Operation of CCSBT MCS Measures
7. (Secretariat) Development of a Revised CCSBT Transshipment Resolution
8. (Secretariat) Draft Updated Minimum Performance Requirements
9. (Secretariat) Revision of the Resolution on Limited Carry-Forward of Unfished Annual Total Allowable Catch of SBT within Three Year Quota Blocks
10. (Secretariat) GTC's Report on the Quality Assurance Review – Australia
11. (Secretariat) GTC's Report on the Quality Assurance Review - Indonesia
12. (Secretariat) GTC's Report on the Quality Assurance Review – Taiwan
13. (Secretariat) GTC's Report on the overall Quality Assurance Review
14. (Secretariat) Southern Bluefin Tuna Trade Data: Annual Analyses

¹ 拡大委員会（EC）会合においてメンバーが議論することを求める可能性がある遵守委員会の文書。これらの文書に対しては、改めての番号付けは行わない。

15. (Secretariat) Updated Draft Port State Measures Resolution
16. (Secretariat) eCDS for the CCSBT - Review of Members concerns and ICCAT's experiences with e-BCD
17. (Secretariat) Summary of current R&D technological developments and tools available to assist certifiers and validators to identify SBT
18. (New Zealand) Developing a Common Definition of Attributable Catch – Compliance and Implementation Issues
19. (Japan) Monitoring of Southern Bluefin Tuna trading in the Japanese domestic markets: 2014 update

(CCSBT-CC/1410/BGD)

1. (Japan) Unaccounted catch mortality in Australian SBT farming fishery between 2001 and 2013 estimated from information of TIS and CDS (*Previously CCSBT-OMMP/1406/09 (Rev.1)*)
2. (Japan) Report of the International Observation on the 100-fish Sampling Process and the Transfer of SBT in Australian SBT Farming (*Previously CCSBT-ESC/1409/40*)

(CCSBT-CC/1410/Info)

1. (Australia) A Review of Tuna Growth Performance in Ranching and Farming Operations
2. (Australia) Data from Australian industry visit to Tsukiji market with JFA and OPRT – 4 July 2014

オーストラリアのオープニング・ステートメント

テナ・コウトウ、テナ・コウトウ、テナ・コウトウ・カトア。（マオリ語で「皆さんこんにちは」の意。）

オーストラリア代表団を代表し、議長をはじめ、各国代表団、事務局とオブザーバーの皆さんにご挨拶申し上げます。

特に、本会合を主催し、またワイタケレ・レンジズ訪問を手配してくださったニュージーランド政府に御礼申し上げます。

また、数々の会議の準備に尽力くださる事務局に感謝いたします。いっものながら、事務局スタッフが高レベルな運営をしてくださるおかげで、本日、我々がこうして委員会の最重要課題について議論に打ち込むことができます。

今週我が国が目指すもののひとつに、2016年から2017年にかけての総漁獲可能量の合意決定があります。従来どおり既定の管理方式（MP）に従うべきとする拡大科学委員会の勧告を喜んで受け入れるとともに、この管理方式が、委員会最大の功績のひとつとして引き続き SBT 資源の回復に寄与していることを嬉しく思います。

資源状態につきましても、10歳以上の魚のバイオマスが5%から7%に高まったという良いニュースがありました。

これらをもとに、総漁獲可能量について昨年の決定を再確認し、委員会の将来に目を向けていくことを心待ちにしております。

委員会として、今年には計画づくりに専念すべきでしょう。一すなわち、我々が将来、より望ましい立ち位置から課題に取り組んでいけるよう、第二次パフォーマンス・レビューの勧告に対処し、新たな戦略計画及び遵守行動計画を策定するとともに、科学調査のための長期的な資金を確保するための枠組みを導入すべきです。

また、科学委員会より、ミナミマグロの未考慮死亡要因について直ちに注目するよう要請がありました。この問題に対して何がベストな対応なのかを検討することができるよう、全ての死亡要因を理解し、定量化するためには何が必要なのかを見ていかなければなりません。

この問題について、オーストラリアは、SBTの遊魚量を正確に定量化する手法の開発によって、既に先頭を切って取り組んでいます。私どもとしては、管理方式の2017年レビューに取り込む推定値をより正確に算出することができるよう、他加盟国がこうした取組みを始めるよう推奨するとともに、マー

ケット情報を含む情報収集にともに取り組んでいくことを期待しております。

そして、本年、我が国同様に品質保証レビューを行った加盟国に感謝いたします。2014年の指摘事項により、再び、漁獲情報の確実性の向上に向けた取り組みに改善の余地があることが明らかになりました。

特に、レビュー結果を公開してくださったインドネシアに感謝の意を表するとともに、同国の国別配分量の遵守にあたってどのような支援が可能であるのか、議論を交わすことを楽しみにしております。これは、ひいては我々が引き続き配分量遵守における信頼性を高めていくことに他なりません。

日本とニュージーランドにおかれましても、品質保証レビュープロセスのフェイズ2を完了いただくようお願いいたします。両国のレビューが完了して初めて、勧告内容について、委員会として包括的な対処を始めることができるようになるでしょう。

また、SBT漁獲がウミドリに与える影響の低減に向けた法的拘束力のある措置の採択も、今週我が国が目指すところです。木曜日に当会合を去る際には、CCSBTがウミドリ混獲の分野で甘んじてきた国際基準への遅れを取り戻し、サメを含む他の生態学的関連種についても効果的な取り組みが始められるようになっていれば、幸いに存じます。

オーストラリアとしては、この問題に強い関心を持ち、当委員会が他の地域漁業管理機関の標準に迫りつくよう尽力してまいりました。今年、我が国は、他のRFMOによって課されている義務を補足し、またこれに調和させるための改正決議案を提出しております。当決議案は、海鳥に関する漁業の影響を低減させ得るものとなるよう極めて慎重に作成されたものであり、個人的には、各加盟国はこの決議案を採択しないことはもはや避けられないものと考えています。今こそ、委員会として海鳥混獲緩和に関する国際基準を満たすためのアクションを起こすべきです。

さらに今週の議論により、漁獲証明制度と調和した、港内転載を含むより強固な転載措置の採択に至ることを期待しています。これは、先週の遵守委員会会合でも議論されたとおり、加盟国が甚大な努力を重ねてきた課題です。

最後に、本会合は、今後の計画作りに向けた機会であることに、再び言及したいと思います。パフォーマンス・レビューから得た成果をこれからも発揮するため、新たな戦略計画と遵守行動計画を策定し、レビューからの勧告に対処していくべきです。そして、管理方式の運用が最良の科学によってサポートし続けられるよう確保するため、必要な科学的作業及び予算措置が決定されるように将来を見据えていくべきです。

今一度、主催国と参加者の皆さんに感謝の意を表するとともに、拡大委員会がこの一週間の目的を達成して引き続きミナミマグロ資源の保存に寄与でき

るよう、オーストラリアとして懸命かつ協力的に会議に臨む所存を表明しまして、結びの言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

漁業主体台湾のオープニング・ステートメント

議長、代表団の皆様、オブザーバーほかご列席の皆様、おはようございます。

台湾代表団を代表して、ニュージーランド最大の美しい港町、オークランドに温かく迎え入れてくださった、当会合開催国であるニュージーランド政府に感謝申し上げます。カツオドリの繁殖コロニーを見学したムリワイビーチや、景観豊かなワイタケレ・レンジズ広域公園への訪問、そして素晴らしい昼食会など、昨日は大変有意義に過ごさせていただきました。

また、事務局長のケネディ氏を始めとするスタッフの皆さんにも、このように会議文書の完全な準備や会合のアレンジに尽力くださったことを感謝いたします。そして、南アフリカとヨーロッパ連合からお越しの協力的非加盟国代表者の皆さん、アメリカ合衆国、フィジー、ヒューメイン・ソサイエティー・インターナショナル、トラフィックからお越しのオブザーバーの皆さんを歓迎申し上げます。

先月の拡大科学委員会では、全面的な資源評価が行われました。過去5年間にわたり、各加盟国は総漁獲可能量の削減に努めてきましたが、資源量は、推定初期産卵親魚資源量（SSB）の9%という低水準に留まっており、最大持続生産量（MSY）を実現する水準に届かずにいます。しかし、2011年の資源評価以降いくらかの改善が見られており、漁獲死亡量は最大持続生産量（MSY）の水準を下回りました。

しかしながら、拡大科学委員会報告書によれば、管理方式（MP）の設計時には考慮されていなかった相当量の未考慮死亡が発生している可能性があることが明らかになりました。また、我々は、拡大科学委員会の勧告を緊急課題として認識し、SBTの全ての未考慮死亡要因の定量化に取り組むとともに、TACの遵守の確保に努めることとしました。

我々は、資源再建の暫定目標を達成するため、SBT死亡に関するあらゆる情報の収集に最善を尽くすべきです。全てのSBTの未考慮死亡要因を定量化することは至難の課題ではありますが、国別配分量に帰属する漁獲量にかかる共通の定義を定めることが、我々がとるべき第一歩であると考えます。また、関連する監視、管理及び取締り（MCS）措置の実施も欠かせません。漁獲証明制度（CDS）や漁船監視システム（VMS）そして洋上転載計画といった、拡大委員会で採択されているMCS措置とは別に、先週、我々は港内転載を含む新たな転載決議を採択しました。これに加え、違法・無報告・無規制（IUU）の漁獲活動に対して極めて効果的な寄港国措置についての議論が行

われています。生態学的関連種の問題については、関連のまぐろ類地域漁業管理機関（RFMO）の措置との調和を考えなければなりません。

最後になりましたが、加盟国や協力的非加盟国と議論を交わし、SBT 漁獲にかかる前向きな成果を上げられますことを楽しみにしております。

ありがとうございました。

インドネシアのオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

代表団の皆様、おはようございます。

まず、インドネシア政府を代表し、この重要な会合を主催してくださったニュージーランド政府に御礼の意を表したいと思えます。また、昨日の小旅行もありがとうございます。おかげさまで大変有意義に過ごせました。また、当会合の準備に尽力くださった CCSBT 事務局長また全スタッフにも感謝いたします。

代表団の皆様。

この機会に、2008年に導入された漁獲割当制度によって管理されている SBT 漁業について、私どもが懸念に思っていることを述べたいと存じます。インドネシアがこの割当制度に参加するのは初めてのことであり、特に漁獲数量の管理において、我々が非遵守問題の可能性を未だ有していることは理解しております。しかし反面、少なくとも過去5年間で学んだ教訓を生かし、我々の割当管理の強化に向けた戦略の策定を進めてまいりました。この結果として、我々は、委員会の目標達成に向けてしっかりと貢献できるものと確信しています。

代表団の皆様。

SBT は、私どものまぐろ延縄漁業においては混獲種として認識されています。約 800 の漁船が当漁業に関与していると見込まれ、これらは船舶のサイズによって2種類に分類されます。30 総トン以上の船舶が約 440 隻、30 総トン未満が約 360 隻であります。30 総トン以上の漁船のほとんどは CCSBT の許可船舶リストに登録されていますが、30 総トン未満の漁船の登録は、決議の解釈に間違いがあったため、2013年に始まったばかりです。登録数を発表しますと、2013年（1月1日から12月31日）に SBT を漁獲するために CCSBT 許可船舶リストに登録されていたインドネシアのはえ縄漁船数は 550 隻であり、うち 30 総トン以上の船舶は 386 隻、30 総トン未満は 164 隻であった一方、2014年（1月1日から10月5日）では 498 隻であり、30 総トン以上の船舶は 336 隻、30 総トン未満は 162 隻となります。

代表団の皆様。

我々は、2011年から2013年にかけて漁獲割当を超過したこと、また2014年もそうなる可能性があることを認識しています。また、CCSBT のメンバーに対する国別割当量の配分プロセスにおいて、インドネシアが国内の SBT 漁業の実態を明らかにできなかったことも理解しています。私どもは、このこと

が我が国における割当量超過問題の根源であると考えています。このため、我が国は、昨年の第 20 回委員会に対して、国別割当量の再検討に関する提案を行い、説明いたしました。この提案と併せて、2014 年に品質保証レビューのフェイズ 1 及びフェイズ 2 を受け入れることに同意しました。レビュー結果はおそらく我が国の SBT 漁業の実態を表したものになるでしょう。

代表団の皆様。

インドネシアでは、過去 5 年間にわたって割当量超過の問題があったものの、水産業界、また SBT 漁業への関与が見込まれる沿岸零細漁業との協力体制強化に向けて、最善を尽くしてまいりました。インドネシアの漁獲量の増加は、実際の漁獲量や船舶数の増加に起因するものではなく、より良いデータ収集システムが運用できるようになったことで漁獲に関するデータ収集及び報告のシステムが改善されたことによる部分が大きいと考えております。また、私どもは国別割当量の国内での配分に関する国内法を策定し、2015 年までに発効する予定となっています。そして、この割当制度を効果的に管理するためのメカニズムをサポートすべく、我々は陸上ベースの CDS システムを開発しました。関連して、2015 年までに、CDS 文書の確認にはオンラインシステムが使用されることとなる予定です。

代表団の皆様。

今後のさらなる割当量超過の発生を回避するため、我が国の割当量について、前述の国内法に基づき、三つの漁業団体を通じて漁業会社に配分しました。この法律の下に、各漁業団体は、会社一覧と各々の配分量、さらに SBT の漁獲が許可された船舶（30 総トン以上）の船名を政府に提出することが課せられます。新しい漁期年が始まる前に CDS システムへの全情報のアップロードを完了させることができるよう、漁業団体はこうした情報を毎年 11 月 1 日までに提出しなければなりません。

これに関する我々の課題は、30 総トン未満の漁船（沿岸零細漁船）に対して配分されていないことです。その理由は、我が国の関連する漁船数に対して、国別配分量が小さすぎるからです。一方、これらの漁船を管理することができるよう、これらの漁船の利益にも融通することで、私どもの管理がしやすくなるという一面もあります。

沿岸零細漁業問題において、関係者の漁業団体加入促進に最善を尽くしてまいりました。なぜなら、彼らが団体に加入することで、政府としてコミュニケーションを図りやすくなるとともに、協働しやすくなるからです。2013 年 10 月から、漁業団体加入に関して前向きな反応が見られるようになってきました。

代表団の皆様。

以上、インドネシアの SBT 漁業の実態を紹介してまいりました。ぜひ、昨年我々が提案したとおり、インドネシアの国別配分量の見直しについて委員会

において審議されるよう、再度お願い申し上げます。私どもが真に行うべきは、沿岸零細漁業船舶（30総トン未満）を政策に取り込み、彼らの生業を支えると同時に、将来の未考慮死亡量の増加を回避することです。インドネシア政府としては、該当の関係者に接触し協力を請う最善の努力を重ねてまいりました。我々には、沿岸零細漁業向けのクォータの配分について、拡大委員会による理解とサポートが必要です。

代表団の皆様。

SBTの保存のための条約第8条4項(c)の規定、すなわち「委員会は、3の規定に基づき締約国に対する割当量を決定する際に、次の事項を考慮する。

(c) SBTが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する締約国の利益」という条文を考慮くださいますようお願いいたします。

この条文について、私は、謹んで「インドネシアの沿岸零細漁船は、みなみまぐろが回遊するインドネシアの排他的経済水域内でSBTを漁獲している」と申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

日本のオープニング・ステートメント

おはようございます。日本代表団を代表してごあいさつ申し上げます。

まず初めに、この美しい港町、オークランドで第 21 回CCSBT 年次会合を開催して下さり、ニュージーランド当局に、心から御礼申し上げます。清々しい早春の陽気の中で、オークランドでの滞在を楽しんでおります。この会場からのクルーザーが行き交う港の風景も楽しいものです。

また、いつもながら、この会合の開催に当たって多大なる尽力をされてきたケネディ氏をはじめとする事務局のスタッフ、いつも素晴らしい仕事をしてくださる通訳の皆様にも御礼申し上げます。

さて、この数年、CCSBTは大きな変革を経験してきました。その成果の最たるものは、MPによるTACの決定でしょう。昨年、第2回目のMPによるTACの決定が行われたことは、この大事業を軌道に乗せるための大きな一歩であったと思います。また、MPの決定に先立つ数年間、日本も、IQ制度への移行やその遵守を確保するための漁獲タグ、水揚げ検査等の各種施策の導入という大きな変革を経験してきました。

9月に当地で開催された科学委員会においては、ミナミマグロ資源の状態について、依然として非常に低い状況ではあるものの、前回2011年の資源評価時より回復してきていることが確認されました。資源状況が回復し始めていることは、これまでミナミマグロ資源の管理に注力してきた我々全てにとって喜ばしく、また勇気づけられることです。

一方で、我々は今、未考慮の漁獲死亡という困難に直面しております。これは、一見新しい問題のようですが、蓄養問題や遊漁など、長年にわたって存在が示唆されながら適切に対応されてこなかった古い問題も多く含まれており、深刻な問題です。しかし、この困難に当たって、思考停止してはいけません。具体的な未考慮漁獲死亡に関係するそれぞれの国が、責任を持ってその総力を挙げて一つ一つの問題の規模を見極め、早期に次のステップにつなげていく必要があります。このための建設的な議論を期待しております。

今回も、私達の前にはたくさんの議題が用意されています。困難な議題も数多くあるかと思いますが、メンバー間の協力的な精神と誠意ある対応により、実りある会議となることを祈念しております。

ありがとうございました。

ニュージーランドのオープニング・ステートメント

テナ・コウトウ、テナ・コウトウ、テナ・コウトウ・カトア。ニヤ・ミヒ・ヌイ・キ・ア・コウトウ。（マオリ語で「皆さんこんにちは。皆さんのご多幸をお祈りします。」の意。）

ニュージーランド代表団を代表し、議長、事務局、各代表団、そしてオブザーバーの皆さんを歓迎申し上げます。時間に制約があることは存じますが、滞在中にぜひ、この我が国最大の都市の魅力を堪能していただけると幸いです。本年の会合主催をとおして、これまで他の加盟国から受けた素晴らしいおもてなしのお返しができますことを嬉しく存じます。

いつもながら、当委員会の重要事項についてさらに建設的な議論を交わすことを楽しみにしております。また、いくつかの主要な問題において前に進むとともに、過去に終わりなき議論を続けてきた諸問題の解決をはかることができるよう望んでおります。

我が国は、SBTの資源状況に対して引き続き深刻な懸念を抱いており、これを慎重に管理していくべきという我々の意見を繰り返したいと思います。委員会が採択した管理方式をこれまでどおり支持する所存である一方、管理方式の根本的な前提条件に明確な誤りがあると信じるに足る理由があると考えております。本会合において、我々は拡大科学委員会議長から考え得る影響について聴取する予定であり、そのプレゼンテーションを楽しみにしております。

我が国は引き続き、原則として、遊魚や投棄を含む全てのミナミマグロの死亡量を、国別割当量に計上すべきであると提起いたします。

委員会のメンバーは、2015年にこのプロセスを開始することに合意いたしました。開始にあたって、準備が完璧でなくとも構わないのです。求められているのは、各国の協力のもと、言い逃れを回避し、入手可能な最良のデータの利用を推し進めることです。そのことなしには、資源量とその再建におけるリスクは解消できず、結果として漁業は甚大な資源減少に見舞われることでしょう。また、行動を起こさないことも、委員会内の公平さを脅かす問題を生み出す可能性があります。

科学者グループが、各加盟国は国別割当量を遵守していくことが非常に大事であるという提言をしましたが、我々はそれを心に留めるべきです。そして、非加盟国によるSBT漁獲を共同で定量化し許容量を定め、また将来の新規加盟国に対して門戸を開くための取組みを始める必要があります。

明確かつ重大なリスクが、我々が懸命に取り組んできた資源再建を脅かしているのは明らかです。これらのリスクに我々が委員会としていかに対応し、信頼される地域管理機関としての評価を保っていくのかが課題であります。協力し合い、透明性ある情報交換を行うことが、この課題に立ち向かう一助となるでしょう。

ありがとうございました。

大韓民国のオープニング・ステートメント

議長、メンバー、協力的非加盟国の代表団、そしてオブザーバーの皆さん。

韓国代表団を代表して、この美しいオークランドの街で当会合を開催し、素晴らしいおもてなしをご用意くださったニュージーランド政府に御礼申し上げます。また、効率よい会議運営に尽力くださった事務局長のボブ・ケネディ氏と事務局チームにも感謝いたします。そして、科学委員会と遵守委員会の各議長にも、素晴らしい裁量をもって難解な課題に取り組んでくださったことに感謝の意を表します。

まず始めに、ミナマグロとそれを取り巻く生態系の持続的利用及び保存に向けた CCSBT の努力を評価いたしたく思います。本年は、科学分野と監視・管理・取締り（MCS）におけるベストプラクティスを通じて、資源の再建とそれを取り巻く生態系の保存に関する喫緊の目標に向けて、さらに意義のある一歩を踏み出すことを望みます。

これに関連して言及されるべきは、科学委員会の報告書によると、ミナマグロの資源評価において、資源量と再建目標の達成確率の二点に改善が見られたことです。しかし一方で、未考慮の死亡要因という懸念事項もあり、管理方式のもとで目指す再建目標の達成を阻む可能性がある未考慮死亡量の水準にかかる懸念も提起されました。この問題は、データの不確実性を取り除き、またミナマグロに関する管理方式の運用に与える影響を評価することにより緊急的に対応していなければなりません。

データに関しては、主に科学データの報告、科学オブザーバー、生態学関連種（ERS）データ、そして漁獲証明制度によって前に進められており、さらに改善され続けています。また、品質保証レビューの導入は CCSBT 管理政策の強みであります。国別配分量に帰属する SBT 漁獲量の共通の定義の導入は、データ、分析及び措置上の不確実性に対処するための最も先駆的なステップであり、地域漁業管理機関の中で初の試みです。

韓国は、2013年に遠洋漁業開発法を改正（2014年1月1日発効）し、違法・無報告・未規制（IUU）漁業に対する罰則を3年以下の懲役または違法漁獲分の3倍に値する罰金へと量刑を重くすることで、責任ある遠洋漁業国としての役割を強化してまいりました。また、韓国船籍の遠洋漁業船舶のモニタリングを行う操業監視センターが、2014年5月23日から、毎時間漁船監視システム（VMS）による監視を行っています。漁獲統計は、ログブックと国立水産科学院によって集計されたオブザーバー報告書、国立水産物品質管理院が発行した漁獲証明書、及び操業監視センターが監視している VMS 情報とのクロスチェックが行われることになっています。さらに、漁獲物の水揚げ及

び輸出入の証明書は、ログブックと VMS データの照合の後に発行されています。

今年の第 21 回委員会年次会合には、資源の保存とこれを取り巻く生態系、そして漁業に関する課題が山積しています。全ての加盟国と協力的非加盟国が、力と知恵を合わせ、有意義な結果を打ち出そうではありませんか。

今一度、この素晴らしい委員会の活動に携わる全ての皆さんに感謝申し上げます。

欧州連合のオープニング・ステートメント

議長、代表団、会場の皆様。

まず始めに、海に生まれた街、ここオークランドで当会合を主催して下さったニュージーランドに御礼申し上げます。欧州連合として CCSBT 年次会合に出席させていただき大変嬉しく存じます。

この機会をお借りして、2014年1月1日に発効した改正 EU 共通漁業政策 (CFP) について説明させていただきたいと思えます。この新たな政策は、連合の域外における漁業活動に対して域内と同様の基準や原則を適用することを基本とする強固な枠組みを含んでいます。

CCSBT において担う重要度は限られているものの、国際的に見れば、EU は魚類や水産物の生産者としての主要なプレイヤーであると同時に、世界最大の輸入者でもあります。EU の漁船は全海域において漁獲活動を行っており、金額ベースでは世界の約 25% に及ぶ水産資源を消費し、そのうち 70% は輸入に頼っています。しかしながら、世界の水産資源の 85% は満限利用又は過剰漁獲状態にあるとする評価結果が出ています。このため、EU は責任を持って行動していかなければならないと考えており、RFMO を含むあらゆるレベルにおいてこの流れを巻き返していく所存です。

そのために、EU は、特により良い科学と法令遵守の面で、RFMO を海洋統治の主要機関としてそのパフォーマンスを全体的に強化していくよう推進していきます。持続可能な漁業管理という RFMO の目的は、最大持続生産量 (MSY) の達成を可能にするとともに生態系にも配慮した科学的な助言、及び漁業管理における予防的アプローチに基づいて初めて達成し得るものであります。IUU 漁業の根絶も、EU の漁業に関する枠組みにおけるもう一つの主要な点です。

詳しく申し上げますと、CCSBT に関しては、委員会の活動に積極的に関与し、最高水準の活動を続けられるよう尽力していく所存です。特に、漁獲証明制度の実施は大変重要な問題であると認識しております。

最後になりましたが、EU がより深く CCSBT に関与することができるよう、EU が CCSBT 拡大委員会の正式なメンバーとなることを可能とするべく CCSBT の規則を改正して下さった加盟国の皆さんに御礼申し上げます。本件について私どもの関心を改めて表明するとともに、近い将来の公式な加盟要請に向け、手続きを進めてまいりましたことをお知らせします。

当会合への参加を心待ちにするとともに、会合の成功をお祈り申し上げます。

南アフリカのオープニング・ステートメント

議長、代表団、ほかご列席の皆さん。

南アフリカ共和国を代表し、この美しいオークランドで第 21 回みなみまぐろ保存委員会年次会合を主催してくださったニュージーランド政府に御礼申し上げます。また、会合の準備にあたり、素晴らしい運営をしてくださった事務局にも感謝いたします。

まず、昨年オーストラリアアデレードにて開催された第 20 回年次会合の際に、我が国として欠席の運びとなりましたことをお詫び申し上げます。出席の意欲はやまやまででしたが、第 4 回民主選挙の準備に伴う予算の制約により、やむなく出席を辞退しざるを得なかった次第です。

議長、2012年のオープニング・ステートメントにおいて、私どもは以下のように申し上げました。「南アフリカが条約に加入した場合の2013年及び2014年の提案された同国向け割当量の増加分は、同国代表団が有していたマンデートを著しく下回るものでした。我々の政治指導者は、発展途上の沿岸国である南アフリカにとって、提案された増加量では、経済的に採算が合わないと考えています。この微々たる増加量は、南アフリカが、自国水域内でSBTが回遊する4つの国のうちの1つであることを考慮していません。その上、メンバーによるこの決定は、自国EEZ内に生息する海洋資源を漁獲する沿岸国である南アフリカのUNCLOS上の国権を適切に認めたものではありません。我々の政治指導者の見解は、次のとおりです。つまり、南アフリカはCCSBTに十二分に協力してきていますが、かかる協力が適切に認識されてきておらず、提案されている現行の割当量では、自国が加入する利点もはっきりしないということです。南アフリカによる協力は、自国向けの少量のみなみまぐろ割当量を管理するために実施された措置をご覧になれば明白であります。すなわち、これらの措置は、全船舶に対するVMS義務、CCSBT全メンバーの中で最大の乗船科学オブザーバー計画、船上ログブック、水揚げに関する電子的サマリー、並びに港における全ての水揚げ及び転載の独立監視などであり、これらに限定されません。さらに、自国の沿岸において、南アフリカは、我々の港を利用する外国籍船舶によるみなみまぐろの水揚げ及び転載を特に監視及び管理するための寄港国措置を自主的に自己負担で実施してきております。以上をかんがみれば、我々の政治指導者は、依然として、CCSBTへの南アフリカの加入のメリットについて慎重に検討しています。」我が国は、今なお、少ない割当量を遵守するのが困難な状態にあり、多くのケースにおいて、不本意ながらも委員会の目標にそぐわない結果となっております。

議長、南アフリカは、委員会加盟に向けた準備を2013年に開始しました。昨年8月の国会で本件について承認を得、2014年3月には大臣が国民議会における議案の提出請求を行いました。多忙な選挙日程のため、採択に向けた

提出には至りませんでした。新たな政府が就任した後に省として準備を再開し、当議案は今まさに大臣委員会を通過中であり、残るは国民議会で採択されるのみです。年末までには、全過程が終了する見込みであります。つきましては、本年次会合において、我が国が引き続き協力的非加盟国として参加したい旨申請いたします。

南アフリカは、協力的非加盟国として、委員会が定めた条件や管理方式に従ってまいる所存です。ただし、私どもが最善を尽くしている一方、該当分野を担当する漁業マネージャーが昨今二名ほど縮小された関係で、各種報告書の提出がタイムリーに行えない状態にあります。この状況を改善すべく取組みがなされているものの、以前と同レベルのノウハウと裁量を発揮できるようになるまでには時間が掛かりそうです。

従いまして、この度の第21回年次会合においては、我が国の協力的非加盟国継続について前向きに検討をいただきますとともに、私どもの漁業管理における新体制の構築に取り組むあいだ、事務局にはご支援いただけますよう、お願い申し上げます。

フィジーのオープニング・ステートメント

議長、事務局長、加盟国代表団、協力的非加盟国、オブザーバー各国、各組織代表、ご列席の皆様。

ブラ・ヴィナカ、皆さんおはようございます。（「ブラ・ヴィナカ」はフィジー語で相手を気遣う挨拶。）

まずは、新たに発足したフィジー政府を代表し、親しみ深く温かく我々を迎え入れてくださった主催国のニュージーランドに御礼申し上げます。また、オブザーバーとしてフィジーを第 21 回年次会合にご招待くださったみなみまぐろ保存委員会にも感謝いたします。

ここ数年、我が国は、拡大委員会の協力的非加盟国となる関心を表明してまいりました。我が国排他的経済水域の南側境界は、ニュージーランドの排他的経済水域北側境界に繋がる広大な公海に面しています。フィジー船籍の漁船の一部は、公海上でビンナガを対象に操業しており、時にミナミマグロが漁獲されています。

フィジーは、2013 年の沖合漁業管理法の承認以降、まぐろ類地域漁業管理機関への関与を進めてまいりました。当法の目的は、フィジー国民の利益のために長期的な資源の持続的利用を確保するため、我が国の漁業の保存し、管理し及び開発すること、及び地域漁業管理機関により採択された保存管理措置を暫定的に適用することにあります。

フィジーは、委員会加盟国の皆さんと協力関係を強化するとともに、商業的にも重要な漁業の持続可能性を確保する一助となれますことを期待しております。

フィジー政府を代表いたしまして、近い将来、フィジーが協力的非加盟国となることにかかる要請について、ぜひ委員会においてご検討いただけますようお願い申し上げます。

本会合から多くを学ばせていただくことを楽しみにしつつ、実り多き会合となりますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

アメリカ合衆国のオープニング・ステートメント

まず初めに、当会合主催者であるニュージーランド政府、そして会合準備にあたり素晴らしい運営をしてくださった事務局に御礼申し上げます。また、アメリカ合衆国として、この度の第9回遵守委員会と第21回拡大年次会合に招待してくださった加盟国の皆さんにも感謝申し上げます。CCSBTの会合に出席するのは初めてですが、これを機会に、CCSBT及びその加盟国と今後一層の協力関係を築いていけますことを期待しております。

IUU漁業は、世界的に重大な問題として認識されてきました。今夏、オバマ大統領はこれらの活動と水産物詐欺を取り締まるための大統領タスクフォースを発足させました。この省庁連携タスクフォースは、「違法・無報告・未規制（IUU）漁業と水産物詐欺に対抗する総合的プログラムの包括的枠組みの実施のための勧告」を2014年12月に大統領に提出することとなっています。国際的な協力は、安全、健康的かつ合法的に漁獲された水産物の世界的な供給を確保するのに不可欠なものであり、アメリカ合衆国としては引き続き、これらの問題において国際的パートナーによる支援を求めてまいります。

また、CCSBTが第二パフォーマンス・レビューを完了したことを讃えるとともに、拡大委員会としてレビュー勧告に対応していかれますよう推奨いたします。そして、我が国としては、CCSBTがこれからもKobeプロセスによる勧告の実施に向けた取組みを続け、また海鳥混獲問題にかかる法的拘束力のある措置を採択するよう、働きかけていく所存です。寄港国措置の採択や、所定の大型漁船全船舶に対するILOナンバー取得の要件についても、将来前進が見られることを期待します。

アメリカ合衆国として、漁獲証明制度の実施に関してより充実した情報交換を行えることを楽しみにしております。そして、機密性の限界を越えない範囲にはなりますが、私どもからどのような情報が提供可能か、休会期間中に事務局と相談してまいります。私どもは他の分野における連携に大変前向きであり、どのような連携活動が可能であるか、今週皆さんと模索していただくことを楽しみにしております。

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナルの
オープニング・ステートメント

ヒューメイン・ソサエティ・インターナショナルとして、このような重要な場にオブザーバーとして私どもの参加機会をくださいましたみなみまぐろ保存委員会に御礼申し上げます。

第19回・第20回の年次会合にて、管理方式合意の際、私どもが申しあげたことを覚えていらっしゃるでしょうか。私どもは、当方式の実施をとおして、各加盟国が生態学的関連種の混獲に注意を向け、SBT 漁業がそれら非対象種に与える影響の低減を目指す方策を検討することが可能になるという意見を表明しました。これは特に、CCAMLR 海域の亜南極諸島に営巣地があるアホウドリとミズナギドリに関する問題です。

- 私どもは、生態学的関連種にかかる効果的かつ法的拘束力のある混獲緩和措置措置が実施されるまで、管理方式に基づくいかなる総漁獲可能量の拡大も保留するべきであると考えます。科学委員会が TAC の増加は資源の再建に重大な影響を与えることはないと考えているとしても、はえ縄漁獲努力量の増加はもっと多くの海鳥を殺すことになるのです。平均すると、延縄における SBT の TAC を 2 トンの増加させるごとに、さらに 1 羽のアホウドリが死亡するというのを、心に留めておいてください。
- 私どもは、CCSBT が他の 4 つのまぐろ類 RFMO のように海鳥混獲緩和措置を採択していないことについて、引き続き落胆を禁じ得ません。本会合において、加盟国がオーストラリアによる提案に基づく措置を採択するよう強く求めます。
- 私どもは、CCSBT の科学オブザーバー計画において、ERS 死亡データの包括的な収集に関する規定が定められていないことに、引き続き落胆を禁じ得ません。これは、委員会が入手可能なデータに基づき正確な推定死亡数を算出するにあたって深刻な障害となるものです。
- 同様に、CCSBT 許可船舶に対する科学オブザーバーのカバー率が低く、かつばらつきがあることに懸念を抱いております。直ちに ERS に関するデータ収集に関して改善を図るとともに、また 3 年以内にオブザーバーカバー率を 25% まで引き上げることを委員会に要請します。このオブザーバーカバー率の約束を達成できなかった全ての船主及び／又は船舶については、CCSBT 許可船舶リストからの除外する措置をとるべきです。
- 私どもは、他のまぐろ類 RFMO が採択している海鳥混獲緩和措置が、遵守状況及び効果を迅速に評価できるようにするための報告及びモニ

タリング要件が含まれていないことに落胆を禁じ得ません。私どもは、CCSBTが措置の効果及び遵守状況を評価する規定を含む措置を採択することを期待します。

- 私どもとしては、前述の対策の実施にあたり、CCSBT許可船舶リストの登録漁船に対して年一回の報告を義務づけることを提案します。この報告には、三つの混獲緩和措置が全て使用できる適切な漁具が搭載されていることの申告を含めるべきです。私どもとしては特に、許可はえ縄漁船による加重枝縄の要件に準拠した漁具の搭載を確保すること、そしてこれが操業航海の開始時及び終了時の港内検査の対象となることを特に望みます。
- さらに、ロブブックにおいて、投縄ごとにどの混獲緩和措置が使用されたかを特定するだけでなく、当該投縄によりどのERS種がどれだけ死亡あるいはダメージを受けたかについて特定するとともに、このデータを可能な限り速やかに遵守委員会、拡大科学委員会及びERS作業部会が利用できるようにすることを提案します。
- SBTの資源量目標に関しましては、SBTの漁獲死亡にかかる全ての未考慮死亡要因の絶対的な推定値を休会期間中に得ることができなかったことに落胆を禁じ得ません。ただし、拡大科学委員会において、拡大委員会に対し喫緊の課題としてこのギャップを修正するよう要請されたことは評価いたします。将来的に推定値を改善していくための現行の作業との優先順位を調整しつつ、確実に存在している不確実性を正しく反映した最良の推定値を用いて、直ちに措置が取られるべきです。これにより、全ての死亡要因に基づいて改善された資源評価手法を来年採択することができるでしょう。
- 情報の不足を求められるアクションを先延ばしにする言い訳にすべきではないと説く予防原則を踏まえ、「非常事態」を宣言し、当面の間、新たな管理方式の下でのTACのいかなる増加も保留すべきです。

議長、加盟国の皆様、ありがとうございました。

トラフィック及び WWF のオープニング・ステートメント

議長、ありがとうございます。

トラフィックと WWF を代表し、オブザーバーとして委員会・拡大委員会ほか補助機関への参加の機会をいただきましたみなまぐろ保存委員会に御礼申し上げます。重要な審議に貢献させていただきますのを楽しみにしております。

2011 年に導入された管理方式 (MP) においては、2035 年までに初期産卵親魚資源量の 20% という暫定再建目標を掲げ、その達成確立は 70% とされています。

しかし、これはあくまで暫定目標に過ぎません。私どもは、委員会が、予防原則を念頭に、みなまぐろ資源にかかる生物学的に安全な長期的再建目標を定義するよう希望します。そして私どもは、特に近年は年間総漁獲可能量 (TAC) が増加してきたことを踏まえ、長期的な目標に合わせて MP を調整することが重要であると認識しています。同時に、現在の資源量の推定値は初期産卵親魚資源量の約 9% と非常に低水準であり、最大持続生産量の水準には到底達しません。

未考慮死亡量は、なお重要な問題であり、加盟国による過少報告、放棄や放流、非加盟国による漁獲や遊魚等に起因する未考慮死亡量は依然として重要な課題です。これは、資源評価モデルの完全性や総合性、そして管理方式の結果や TAC 決定プロセスの信頼性を揺るがすものです。

この問題に取り組むため、私どもは、委員会が国別配分量に帰属する漁獲量の共通の定義を策定するべく努力していることを歓迎するとともに、将来的には非遵守が全て IUU 漁獲と見なされ、結果的に嚴重な注意をもって対応されていくように、該当漁業における全ての未考慮死亡を計上することに加盟国が合意することを強く求めます。

科学委員会報告書、そして推定される未考慮死亡量を省みると、これは「例外的状況」における措置を発動するに値する懸念事項であると言えるでしょう。管理方式の修正が求められていると考えます。なぜなら、MP への死亡量データのインプットの不足したままに TAC 設定の指針として用いられており、暫定的な再建目標を達成するには TAC が過剰になってしまっている懸念があるためです。

また、私どもは、委員会がこれから新たに加盟するメンバーへ将来的に配分する割当量についても決定を下すべきだと考えます。そうすることで、現在は非協力的な漁業国に対し、条約への参加を先延ばしにすればするほど加盟

時の割当量が少なくなるということを明らかにできましょう。これらのステップは、加盟時により大きな配分量の割当てを得るべく、条約外での漁獲実績を積み上げるインセンティブを取り除くのに不可欠です。

生態学的関連種（ERS）に関しては、来年の ERS 作業部会で共有される予定である、南半球におけるニシネズミザメ個体群の資源評価の結果を評価することが重要です。この評価結果に基づいて、資源の持続可能性を担保できる漁獲量の水準について委員会が合意し、これによって CITES における貿易許可の発行時に求められる、資源の存続を脅かさないことの確認のためのパラメータを提供することを奨励します。

各加盟国が必要な意思決定を行い、相応しい緊急性をもって、SBT と、特にサメ類、海鳥類及び海亀類といった生態学的関連種を効果的に保存していくため、相応しい緊急性をもって加盟国が必要な意志決定を行うよう要請します。

最後になりましたが、我々全員が議論に参加し、CCSBT のプロセスがより透明なものとなるよう、今週の拡大委員会の議論及び決定が全体会合において行われるよう、コミッショナーをお願いしたいと思います。

議長、ありがとうございました。

拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設立のための決議

(2003年10月7-10日、第10回委員会年次会合で採択、2014年10月13-16日、
第21回委員会年次会合で改正)

拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設立のための決議

ミナミマグロの保存のための拡大委員会は、

ミナミマグロ資源の持続性の確保は、この種を漁獲している全ての国及び団体が拡大委員会を通じ、ともに取り組むことを求めていることを認識し、

ミナミマグロ保存条約（条約）に基づいて採択された保存管理措置を支持しない国及び団体によるミナミマグロの継続した漁獲がそれらの措置の効果を相当減殺していることを考慮し、

条約第 13 条及び拡大委員会及び拡大科学委員会を設置するための決議(以下単に「決議」)に基づき、非加盟国が条約に加盟するよう促進し、及び、団体が拡大委員会のメンバーに応募することを促進するよう、拡大委員会の全メンバーが互いに協力するための継続した必要性を認識し、

自国(団体)の漁船がミナミマグロを漁獲している、もしくは、ミナミマグロが自国(団体)の排他的経済水域もしくは漁業水域を回遊する全ての非加盟国と団体に対し、条約に基づき採択された保存管理措置及びその他の決定の効果を確保するための適切な措置をとるよう働きかけることの継続した必要性を認識し、

以下の通り決定する:

1. 拡大委員会は、ここに、拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位を設立する。
2. 拡大委員会の事務局長は、自国（団体）の漁船がミナミマグロを漁獲している、もしくは、自国（団体）の排他的経済水域（或いは漁業水域）をミナミマグロが回遊する全ての非加盟国及び団体に対し、条約に加盟する、もしくは、必要な場合には、拡大委員会のメンバーとなる、または協力的非加盟国の地位を拡大委員会に申請することにより委員会に協力するよう、毎年、招請することを指示される。
3. そのような招請を受けた国または団体は、拡大委員会の協力的非加盟国の資格が認められるよう、拡大委員会に対し申請することが出来る。そのための申請は、拡大委員会の年次会合の少なくとも 120 日前までに拡大委員会の事務局長によって受理されなければならない。
4. 協力的非加盟国の資格に関する承認申請の提出に際しては、候補の国または団体は当該国（団体）の以下の約束を公式の書面で拡大委員会に提出しなければならない。
 - a. 条約の目的を実行すること；
 - b. 条約に基づき採択された保存管理措置及び他の全ての決定や決議（SBT 総漁獲可能量の国別配分量の遵守、漁獲証明制度、SBT の転

載、許可船舶及び畜養場、ミナミマグロに関する IUU 漁業への関与が推測される船舶リスト及び漁船監視システムに関する決議を含む)を遵守すること；

- c. 漁業活動が、条約に基づき採択された保存管理措置及び他の全ての決定や決議の効果を減殺させないことを確保するために適切な行動をとること；
- d. 拡大委員会のメンバーが拡大委員会に提出を求められているミナミマグロ漁業のレビュー及び他の全てのデータを、毎年、拡大委員会に送付すること；
- e. ミナミマグロに関する科学調査及び研究を促進すること；
- f. 協力的非加盟メンバーの資格の承認のため、それぞれの状況に応じ、その他のクライテリアを発展させるために、拡大委員会のメンバーと交渉すること。

5. 総漁獲枠及びその配分の決定に際しては、拡大委員会は協力的非加盟メンバーへの漁獲制限につき協議することが出来る。協力的非加盟メンバーは協議された制限を遵守しなければならない。

6. パラグラフ 4 (a) ~ (e) までの公約及び 4 (f) に基づき申請者との協議により拡大委員会により決定された特定のクライテリアに対する公約は、申請者と拡大委員会の書簡の交換の基礎をなす。書簡の交換の結果、申請者は拡大委員会の協力的非加盟メンバーとしての資格を認められる。協力的非加盟メンバーは、拡大委員会の年次会合において、書簡の交換に含まれる公約を再確認する。

7. 拡大委員会に協力的非加盟メンバーの資格での参加を認められた国又は団体は、拡大委員会、拡大科学委員会及びこれらの下部組織の会合に積極的に参加する権利を有する。その権利とは、提案する権利及び発言する権利を含む（それだけに限定されない）が投票する権利は有さない。拡大委員会は、特定の議題においては協力的非加盟メンバーの参加を制限することを決定することが出来る。

8. 拡大委員会は、年次会合において、国又は団体が協力的非加盟メンバーの地位に留まる資格があるか否かにつき決定する。拡大委員会は、拡大委員会との間でなされた書簡の交換に記載された公約に対する協力的非加盟メンバーの実績を評価する。

9. もし、拡大委員会が、協力的非加盟メンバーが公約を履行していないと判断した場合、拡大委員会は 2000 年行動計画に基づき対応するか、他の適切な手段を講じてよい。

10. 事務局長は、自国(団体)の漁船が条約に基づいて採択された保存管理措置を減殺している方法でミナミマグロを漁獲している、条約への加盟、拡大委員会または協力的非加盟メンバーの地位への加入を行わない国（団体）に対し、現在行われているそのような活動への許容を継続することは、条約の目的を減殺することを知らせるよう指示される。

財政運営委員会報告書

ケビン・サリバン博士（ニュージーランド）が財政運営委員会の議長となることが合意された。議長が提案し合意された FAC の議題は以下のとおり。

- 2014 年改訂予算
- 科学調査計画に関する審議
- 2015 年予算案

また FAC は、「発展途上のメンバー及び CNM に対する支援」として予算に毎年計上されている基金についても審議した。様々な事情により、この基金は過去数年間活用されていない。

2014 年改訂予算

事務局長は、六つの経費部門の全てにおいて節約があった 2014 年の改訂予算の概要に関する文書 CCSBT-EC/1410/05 を説明した。これらの節約は、会議場借上げの保証金の支払いを 2013 年末に行ったこと、会合参加者数が少なかったこと、旅費やコンサルタント料、契約料、翻訳料、ケータリング費用に関する節約、為替相場といった複合的な要因によるものであった。

FAC は、予算の自動的な繰越しは予算執行上のベストプラクティスではなく、予算編成に改善の余地があるとした CCSBT パフォーマンス・レビュー（PR-2014-59）の勧告に留意した。しかしながら、FAC がこの点について審議を行った結果、事務局長に対して、予算案に含ませるべき不確実性（不測の事態）の水準に関する変更は勧告されなかった。FAC は、予算超過によって事務局に生じる可能性がある業務上の不都合、及び当該年の予算の余剰金が CCSBT 会計規則に基づき次年の委員会予算に繰り越されることに関する見解に留意した。

事務局長は、FAC において、2014 年改訂予算への修正をいくつか提案した。

- 「オペレーティング・モデル／管理戦略の開発」として承認された経費部門については、当年は利用しないため、6,100 ドルの節約となる
- 「発展途上国支援」にかかる支出見込みを 12,500 ドルから 2,800 ドルに低減。この金額は、海鳥混獲緩和措置の有効性技術部会に 1 名が参加できるようにするための費用であり、9,700 ドルの節約となる
- コンピューターの緊急的な交換のための追加支出 2,100 ドル（予算項目「新／交換資産引当金」）

2014年の最終的な収入額は、CCSBT20において承認された2014年の収入額より1.6%高くなる見込みである。この収入額の微増は、2014年に承認された予算に比べて、投資による利息収入が予想よりも大幅に大きくなったこと（+53.8%）、及び職員課徴金が増加したこと（+5.7%）によるものである。

2014年の支出額は、承認済みの2014年の支出額より9.8%低くなる見込みである。2014年の余剰金は240,084ドルと見込まれており、これを2015年予算の収入として繰り越すことが提案されている。FACは、予算に関する作業について事務局長に感謝した。

FACは、ECが付属書Aの2014年改訂予算に合意するよう**勧告する**。

2015年予算案

FACは、CCSBT-EC/1410/06に示された2015年予算案及びこれに対する事務局長の修正案について検討した。修正案には、拡大委員会（CCSBT21）の決定に基づいて修正された支出見通しが含まれていた。

FACは、多くの予算項目に関する費用見積もりについて審議し、主な予算項目について以下の勧告に合意した。

- 科学調査計画プロジェクト（210,000ドル）：FACは、拡大委員会に対し、ESCが提案した以下のSRPプロジェクトを2015年に実施するよう**勧告する**：近縁遺伝子サンプル収集の継続（35,000ドル）、近縁遺伝子研究に関する遺伝子型決定技術のレビューに関する予備的作業（85,000ドル）、将来の遺伝子標識に関する設計研究（75,000ドル）及びインドネシア漁業から得られた耳石の年齢査定（15,000ドル）。
- 品質保証レビュー（QAR）（35,000ドル）：CCSBT20は、2015年に日本のQARフェイズ2を実施することに合意した。
- ADMBソフトウェアの維持管理のための資金援助（12,400ドル）。FACは、拡大委員会が、資源評価モデリングに活用されている重要なソフトウェアの維持及び開発にかかるADMB基金への資金援助（2015年）を承認するよう**勧告する**。

またFACは、2015年の会合予定について審議した。FACは、拡大委員会に対して以下を**勧告する**。

- (i) オペレーティング・モデルの構造の変更の可能性について評価するための2日間の科学技術会合をESC会合の直前に開催すること
- (ii) 拡大委員会の年次会合、遵守委員会及び拡大科学委員会について、CCSBT-EC/1410/06の提案のとおり予定し、予算を措置すること

FACは、代表団長会議から要請された以下の項目について予算措置することを**勧告する**。

- (i) オーストラリアから提供される会議場で開催するキャンベラでの3日間の戦略・漁業管理作業部会（上限：50,000ドル）
- (ii) 非メンバー国の市場に関するマーケット調査（上限：100,000ドル）

FACは、独立科学諮問パネルのうち一名が辞任したことに留意した。FACは、拡大委員会が、2015年は3人の科学諮問パネルに対して予算措置を行うよう勧告する。

科学調査計画 (SRP)

FACからの要請により、ESC議長（ジョン・アナラ博士）は、3年間のSRP案の概要を説明した。ESCは、近年中に産卵親魚資源量の絶対的な推定値を得るための近縁遺伝子分析の継続を提案している。ESCは、現行の手法のレビュー及び将来に向けた新技術にかかる投資に対する緊急的な必要性を強調した。さらにESCは、SBT資源への加入量を推定するための手法になり得るものとして遺伝子標識への投資を勧告した。当該研究の設計フェイズは、予算上の制約のため、去年の委員会において先送りされていたものである。

ESCが提案したプログラムが承認された場合の累積的な影響は、委員会の予算の中に占める調査関係の費用が相当大きくなることである。SRPのための費用は2015年に210,000ドルに増加するが、近縁遺伝子及び遺伝子標識作業の継続に伴う費用、及び小額だが多数の単発的調査研究の追加により、2016年及び2017年にはさらに予算が増加することが予想される。

科学航空調査にかかる財政負担

FACは、科学航空調査に対する委員会の負担額の増加にかかるオーストラリアの提案について審議した。この時点では、調査作業に対する負担額の増加について合意は得られなかった。しかしながら、FACは、拡大委員会に対し、航空調査費用の一部を負担するために2015年予算のうち100,000ドル（税抜き）をこれに当てる（すなわち2014年と同様）よう勧告した。オーストラリアは、2016年以降の科学航空調査への委員会負担額の増加を求めていくことを示唆した。

発展途上のメンバー及びCNMに対する支援

FACは、関連するワークショップへの参加費用の補助により発展途上のメンバー及びCNMを支援するとともに、委員会が発展途上のメンバー及びCNMのためのトレーニング及びワークショップ開催に使用できるよう、2015年の一般予算に改めて12,500ドルを計上することに合意した。

FACは、過去、これらの基金を事務局が使用する際に経験した困難性について留意した。発展途上のメンバー及びCNMは、当該基金を活用するために

休会期間中に申請することができ、事務局はメンバーによる休会期間中の合意を条件にこれを使用することができる。FACは、拡大委員会に対し、当該基金の目的に照らしてこれの使用を迅速に進めるため、事務局長の責任において、将来、CCSBT作業部会会合に1名が参加するために当該基金から支出することを承認するよう**勧告**する。

2015年予算案

FACは、拡大委員会に対し、本報告書の付属書2に示した2015年一般予算を勧告することに合意した。

GENERAL BUDGET - 2014

INCOME	2014 APPROVED BUDGET	2014 REVISED BUDGET	% Variation
Contributions from members	\$1,716,846	\$1,716,846	0.0%
Japan	\$529,081	\$529,081	
Australia	\$529,081	\$529,081	
New Zealand	\$164,084	\$164,084	
Korea	\$175,038	\$175,038	
Fishing Entity of Taiwan	\$175,038	\$175,038	
Indonesia	\$144,524	\$144,524	
Staff Assessment Levy	\$69,200	\$73,144	5.7%
Carryover from previous year	\$273,074	\$273,074	0.0%
Interest on investments	\$55,000	\$84,616	53.8%
TOTAL GROSS INCOME	\$2,114,120	\$2,147,680	1.6%

EXPENDITURE	2014 APPROVED BUDGET	2014 Expenditure to date	Forecast Remaining Expenditure ¹	2014 REVISED BUDGET	% variation
ANNUAL MEETINGS - (EC)(CC)	\$227,400	\$33,100.62	\$147,300	180,401	-20.7
Independent chairs	\$28,400	0	26,100	26,100	-8.1
Interpretation costs	\$61,000	8,604	40,500	49,104	-19.5
Hire of venue & catering	\$72,500	20,923	32,100	53,023	-26.9
Hire of equipment	\$27,900	0	27,400	27,400	-1.8
Translation/of meeting documents	\$10,000	0	0	0	-100.0
Secretariat expenses	\$27,600	3,573	21,200	24,773	-10.2
EXTENDED SCIENTIFIC COMMITTEE	\$226,200	\$59,527.29	\$115,800	175,327	-22.5
Interpretation costs	\$49,400	9,664	30,700	40,364	-18.3
Hire of venue & catering	\$27,900	0	23,900	23,900	-14.3
Hire of equipment	\$20,200	0	18,700	18,700	-7.4
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$111,100	33,373	41,700	75,073	-32.4
Translation of meeting documents	\$1,000	0	0	0	-100.0
Secretariat expenses	\$16,600	16,490	800	17,290	4.2
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$156,820	\$115,898.69	\$6,800	122,699	-21.8
Ecologically Related Species WG Meeting	\$0	0	0	0	-
Compliance Committee WG Meeting	\$89,220	72,817	0	72,817	-18.4
Operating Model/Management Procedure Technical Meeting	\$67,600	43,081	6,800	49,881	-26.2
SPECIAL PROJECTS	\$408,300	\$187,853.20	\$180,600	368,453	-9.8
Operating Model/Management Strategy Development	\$6,100	\$0	0	0	-100.0
Development of the CPUE series	\$3,400	\$112	900	1,012	-70.2
Tagging program coordination	\$1,500	\$1,000	500	1,500	0.0
Scientific Aerial Survey	\$100,000	\$100,000	0	100,000	0.0
Scientific Research Program Projects	\$105,000	\$15,000	90,000	105,000	0.0
Participation of ERSWG Chair in joint tRFMO ByCatch WG	\$4,800	\$1,676	6,600	8,276	72.4
Assistance to Developing States	\$12,500	\$0	2,800	2,800	-77.6
Quality Assurance Review	\$100,000	\$53,935	37,500	91,435	-8.6
Performance Review of the CCSBT	\$75,000	\$16,130	42,300	58,430	-22.1
SECRETARIAT COSTS	\$958,300	\$587,907.74	\$335,400	923,308	-3.7
Secretariat staff costs	\$659,000	\$424,893	229,700	653,791	-0.8
Staff assessment levy	\$69,200	\$48,844	24,300	73,144	5.7
Employer social security	\$118,500	\$69,457	43,000	112,457	-5.1
Insurance -worker's comp/travel/contents	\$10,800	\$7,913	3,600	11,513	6.6
Travel/transport	\$38,600	\$23,466	10,600	34,066	-11.7
Translation of meeting reports	\$25,000	\$0	21,500	21,500	-14.0
Training	\$2,000	\$0	2,000	2,000	0.0
Home leave allowance	\$15,500	\$106	0	106	-99.3
Other employment expenses	\$2,100	\$629	600	2,031	-3.3
Recruitment expenses	\$5,000	\$0	100	100	-98.0
Staff liability fund (accumulating)	\$12,600	\$12,600	0	12,600	0.0
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$137,100	\$91,208.34	\$46,200	137,408	0.2
Office lease and storage	\$57,500	\$42,895	14,500	57,395	-0.2
Office costs	\$62,700	\$38,350	16,200	54,550	-13.0
Provision for new/replacement assets	\$4,600	\$6,152	9,400	15,552	238.1
Telephone/communications	\$12,300	\$3,812	6,100	9,912	-19.4
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,114,120	1,075,496	832,100	1,907,596	-9.8

¹ These estimates are rounded up to the nearest \$100.

GENERAL BUDGET - 2015

INCOME	APPROVED 2014 BUDGET	REVISED 2014 BUDGET	APPROVED 2015 BUDGET	VARIATION
Contributions from members	\$1,716,846	\$1,716,846	\$1,823,716	
Japan	\$529,081	\$529,081	\$562,015	\$32,934
Australia	\$529,081	\$529,081	\$562,015	\$32,934
New Zealand	\$164,084	\$164,084	\$174,298	\$10,214
Korea	\$175,038	\$175,038	\$185,934	\$10,896
Fishing Entity of Taiwan	\$175,038	\$175,038	\$185,934	\$10,896
Indonesia	\$144,524	\$144,524	\$153,520	\$8,996
Staff Assessment Levy	\$69,200	\$73,144	\$71,000	\$1,800
Carryover from previous year	\$273,074	\$273,074	\$240,084	-\$32,989
Interest on investments	\$55,000	\$84,616	\$55,000	\$0
TOTAL GROSS INCOME	\$2,114,120	\$2,147,680	\$2,189,800	\$75,680

EXPENDITURE	APPROVED 2014 BUDGET	REVISED 2014 BUDGET	APPROVED 2015 BUDGET	VARIATION
ANNUAL MEETING - (CC/EC/CCSBT)	\$227,400	\$180,401	\$216,100	-5%
Independent chairs	\$28,400	\$26,100	\$34,500	21%
Interpretation costs	\$61,000	\$49,104	\$51,000	-16%
Hire of venue & catering	\$72,500	\$53,023	\$50,900	-30%
Hire of equipment	\$27,900	\$27,400	\$22,500	-19%
Translation of meeting documents	\$10,000	\$0	\$10,000	0%
Secretariat expenses	\$27,600	\$24,773	\$47,200	71%
SC/ESC Meeting	\$226,200	\$175,327	\$206,700	-9%
Interpretation costs	\$49,400	\$40,364	\$38,000	-23%
Hire of venue & catering	\$27,900	\$23,900	\$35,300	27%
Hire of equipment	\$20,200	\$18,700	\$27,100	34%
Hire of consultants - Chairs and Advisory Panel	\$111,100	\$75,073	\$75,900	-32%
Translation of meeting documents	\$1,000	\$0	\$1,000	0%
Secretariat expenses	\$16,600	\$17,290	\$29,400	77%
SUB-COMMITTEE MEETINGS	\$156,820	\$122,699	\$175,300	12%
Ecologically Related Species WG Meeting	\$0	\$0	\$102,600	-
Operating Model Technical Meeting	\$67,600	\$49,881	\$22,700	-66%
Strategy and Fisheries Management WG Meeting	\$89,220	\$72,817	\$50,000	-44%
SPECIAL PROJECTS	\$408,300	\$368,453	\$485,800	19%
OM/MP Maintenance & Development	\$6,100	\$0	\$18,900	210%
Development of the CPUE series	\$3,400	\$1,012	\$3,600	6%
Tagging program coordination	\$1,500	\$1,500	\$1,000	-33%
Scientific Aerial Survey	\$100,000	\$100,000	\$100,000	0%
Scientific Research Program Projects	\$105,000	\$105,000	\$210,000	100%
Market Research	\$0	\$0	\$100,000	-
Participation of ERSWG Chair in joint tRFMO ByCatch WG	\$4,800	\$8,276	\$4,800	0%
Assistance to Developing States	\$12,500	\$2,800	\$12,500	0%
Quality Assurance Review	\$100,000	\$91,435	\$35,000	-65%
Performance Review of the CCSBT	\$75,000	\$58,430	\$0	-100%
SECRETARIAT COSTS	\$958,300	\$923,308	\$968,500	1%
Secretariat staff costs	\$659,000	\$653,791	\$653,700	-1%
Staff assessment levy	\$69,200	\$73,144	\$71,000	3%
Employer social security	\$118,500	\$112,457	\$117,500	-1%
Insurance -worker's compensation/ travel/contents	\$10,800	\$11,513	\$12,000	11%
Travel/transport	\$38,600	\$34,066	\$28,400	-26%
Translation of meeting reports	\$25,000	\$21,500	\$21,500	-14%
Training	\$2,000	\$2,000	\$2,000	0%
Home leave allowance	\$15,500	\$106	\$11,400	-26%
Other employment expense	\$2,100	\$2,031	\$2,100	0%
Recruitment expenses	\$5,000	\$100	\$0	-100%
Staff liability fund (accumulating)	\$12,600	\$12,600	\$48,900	288%
OFFICE MANAGEMENT COSTS	\$137,100	\$137,408	\$137,400	0%
Office lease and storage	\$57,500	\$57,395	\$59,700	4%
Office costs	\$62,700	\$54,550	\$60,300	-4%
Provision for new/replacement assets	\$4,600	\$15,552	\$7,700	67%
Telephone/communications	\$12,300	\$9,912	\$9,700	-21%
TOTAL GROSS EXPENDITURE	\$2,114,120	\$1,907,596	\$2,189,800	4%

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

第 9 回遵守委員会会合報告書

2014 年 10 月 9-11 日
ニュージーランド、オークランド

Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

第 19 回科学委員会会合報告書

2014 年 9 月 6 日
ニュージーランド、オークランド

2014年 CCSBT パフォーマンス・レビューによる勧告

勧告の出典	オリジナルの勧告	2014年パフォーマンス・レビュー勧告	補助機関 ¹
1. 保存及び管理			
海洋生物資源の資源状態			
SA-2008-1	ESC の最善の努力を支持し、過去の漁獲量と単位努力当たり漁獲量シリーズを作成し直すべきだが、今後の漁獲量及び努力量の報告と確認の精度を高めることを最優先とする。	PR-2014-1: オリジナルの勧告は現在も有効であり、同じ方向性でその努力が継続されるべきである。 PR-2014-2: データ検証プロセスの遵守及び有効性は常に確認されるべきである。	ESC ESC
PR-2008-1	過去の過小報告に対しても頑健な資源評価手法を開発する。	PR-2014-3: CCSBTのESCは、時々（例えば5-6年ごと）、例えば過去の予測とその後の実際を比較するレトロスペクティブ分析を通じて、評価の頑健性に関する評価を実施すべきである。	ESC
PR-2008-2	予防的アプローチを採用し、不確実性が高まった場合にはTACを低減させる。	PR-2014-4: 現在の形態の勧告は、MP/メタルールの適切な「連携」機能でもって満たされるものと考えられる（SBTの資源再建戦略に関するPR-2008-3を参照されたい）。 PR-2014-5: 将来的に、CCSBTは気候変動に対するMPの頑健性試験を実施してはどうか。また、MPで試験を行ったバリエーション以上に例外的に加入が良かった場合、そのすべての機会において漁獲量の増加よりも資源再建に優先順位を置くべきである。	ESC ESC
PR-2008-3:	将来の科学評価の指針となる UNFSA の要件に合致した管理目標と再建戦略を決定する。資源の再建を促すレベルに TAC を設定する。	PR-2014-6: 漁業に対する予防的アプローチに従って、資源の再建軌道を増進（加速化）するためのあらゆる努力を行うべきである（PR-2008-2 参照）。産卵親魚及び加入をサポートするとともに、漁業及び気候変動に対する回復力を改善するための追加措置（例えば保護区）を特定するため、特別な努力を行うべきである。	ESC EC

¹ 「補助機関」は、CCSBT に対する勧告について、拡大委員会による検討に向けて関連事項及び優先順位にかかる当初の助言を提供することができる CCSBT の補助機関（ESC、ERS 及び/又は CC）を示す。「-」は、追加的な勧告が具体化されていない場合に使用されている。空欄は、ESC、ERS 及び CC のいずれも当該勧告に対して当初の助言を提供するのが適当ではないことを示す。

SA-2008-2	<p>拡大科学委員会が確認し、優先順位をつけた CCSBT 科学調査計画 (SC12 報告書別紙 9) を実行するため最大限の努力を投じる。</p>	<p>PR-2014-7: CCSBT は、マグロを取り巻く生態系、SBT、ERS、その生産性、分布及び回復力に関する気候変動の影響を事前に評価するための (生態系保全を所管する RFMO 及び研究機関間における) 協調的プログラムの実現可能性について検討できよう。この作業の成果は、MP プロセスのメタルールに対してより良く情報を提供するためにモニタリングすることが有益と考えられる海洋パラメータを示唆する可能性がある。</p>	<p>ESC ERS</p>
SA-2008-3	<p>直接又は他の RFMO とともに ERS 種に対するリスクと影響に関する評価及びモニタリングを行うとともに、回避措置を採択する。</p>	<p>PR-2014-8: CCSBT は、ERS 種、海域及び漁業ごとに、(短期的及び長期的な) 目標、管理及び取締り措置、及びパフォーマンスの評価を備えた混獲緩和戦略を規定すべきである。また、これに関する作業量を踏まえ、各戦略はまた、異なる ERS 種、海域及び漁業に対する CCSBT としての優先順位を明確にするとともに、これらの決定に関する根拠についても記録すべきである。</p>	<p>ERS</p>
SA-2008-4	<p>To base decisions on periodic full assessments of the SBT stock and establishing a rebuild strategy. 意志決定のベースを SBT 資源の完全かつ定期的な資源評価及び再建戦略の確立とする。</p>	<p>PR-2014-9: 勧告は実施されており、CCSBT のベストプラクティスに統合されているものと見なすことができる。追加的な勧告は不要である。</p>	<p>-</p>
データ収集及び共有			
SA-2008-5	<p>CCSBT メンバー及び RFMO 間でのデータ収集及び共有のための戦略を策定する。</p>	<p>PR-2014-10: 上記を踏まえれば、オリジナルの SA 勧告は完了したものと考えられる。しかしながら、PR は、例えば遊漁及び沿岸零細漁業における SBT 漁獲量への対応等、提起される必要があると思われるより具体的な勧告の下で、これを見出しとして維持していくことを提案する。</p>	<p>ESC ERS</p>
SA-2008-6	<p>科学的プロセスにおいて必要な情報を確保できるよう、メンバー (及び協力的非加盟国) が提供するデータの詳細や種類について明確な基準を設定すること。</p>	<p>PR-2014-11: 科学的助言における評価及び予測の解像度及び正確性を改善するため、(オブザーバー及び漁業操業データに関する) データの機密性要件を解決するさらなる努力が必要である。</p>	<p>ESC ERS</p>

SA-2008-7	すべてのメンバー及び協力的非加盟国が、データ（例えば科学的データ、オブザーバーデータ、ERS データ、漁獲証明、船舶及び畜養場のリスト化、転載、データのギャップの補完、及びデータの機密性（SA-2008））の収集及び共有に関する UNFSA/Kobe 要件を満たすこと。SA-2008-10 も参照されたい。	PR-2014-12: 当初の勧告はその役割が達成されているようであり、完了したものと見なすことができる。また、将来的にはより詳細なものに置き換えられるものと考えられる。	-
SA-2008-8	今後、CCSBT 内では、商業上の機密という理由でデータへのアクセスが制限されるべきではない。データ提供に関する国内の規制が CCSBT の保存管理努力を損なわないよう、メンバーは最善を尽くすこと。メンバー及び協力的非加盟国が、CCSBT 内の機密性保持協定及び規定を完全に遵守すること。	PR-2014-13: 機密性の問題が科学的な評価努力の質を阻害している限り、CCSBT は、適切な予防手段とともに、この目的のための「機密」データへのアクセス性を改善するための努力を継続すべきである。データの機密性に関するルールにはタイムリミットが設けられるべきであり、データの広範な利用に伴うリスクを十分に低減する、又は排除するのに十分な期間を経た後、すべてではないにせよ、データの大部分は一般エリアに掲載されるべきである。	ESC ERS
SAWG-2010 ((Kobe II の) 科学的助言作業 部会)	データ収集及び共有に関する幅広い勧告	PR-2014-14: SAWG 勧告を慎重に精査し、データ収集及び共有戦略の中に統合するよう勧告する。	ESC ERS
科学的助言の質及び提供			
SA-2008-9	SBT に投入される科学的な努力と ERS に関する科学的な努力の間でより良いバランスを実現する。	PR-2014-15: 上記の勧告は重要なものであり、調査だけでなく管理上も長期にわたって大きく影響するものである。しかしながら、バランスにかかるコンセプトの主観性及び予算に影響を与える可能性から、これを「頭飾り」として用いることとし、より注意を払うべき特定の種/海域に関するより具体的な勧告によって補完されるべきである。	ESC ERS
SA-2008-10	拡大科学委員会の現在の構造、特に独立議長と諮問パネルを維持すること。	PR-2014-16: ESC 独立議長及びパネルの役割の継続に関して、追加的な勧告は不要である。	-
SA-2008-11	SBT の資源状況を評価するために将来の情報に焦点を当てる必要があることを踏まえ、科学プロセスをサポートするための独立専門家の人数及び技能を見直すべきである。	PR-2014-17: 科学的スキルに関する実際上のギャップを評価するとともに、採用（独立パネルに関する新たな/補完的なプロファイルを含む）及びパートナー国のキャパシティ・ビルディングを通じたギャップ解消を促進する。	ESC ERS

SA-2008-12	短期的に同漁業に管理方式が必要であるという考え方についても、合意されたオペレーティング・モデルを使った定期的な資源評価など、代替のアプローチも含めて再考すべきである。	PR-2014-18: オリジナルの勧告は失効したものと考えるべきである。現在、MPは資源評価及び委員会の助言ツールボックスの中に統合されており、そのパフォーマンスは定常的に評価されているため、新たな勧告は不要である。	-
Kobe III-1:管理戦略評価 (MSE)	PAの実施を促進するため、管理戦略評価 (MSE) に関する合同技術WGに貢献する。 (Kobe III p.4 and Annex 3 § 1.3)	PR-2014-19: CCSBTは、MSE能力の開発と実施のためのまぐろ類RFMOの努力への貢献を継続すべきである。現在合同WGが存在しているが、将来的にはより具体的な勧告がより有益であろう。	ESC
SAWG-2010	- 自然死亡及び成長及び回避パターン並びにマグロの行動及び脆弱性を推定するための定常的な大規模標識計画 (アーカイバルタグを含む)	PR-2014-20: 現在、大規模標識計画は実施されていないようであり、このことは、上述の勧告は満たされていないことを意味している。ESCにより、明確な根拠をもってこれが維持されるか、又は公式に否定すべきである。	ESC
SAWG-2010	- 空間的管理措置を実証するための資源評価の空間的側面に関する研究	PR-2014-21: 管理及び保存における最重要課題として、SBT資源及びこれを漁獲する船団の空間構造及び移動に関する情報を得るための努力が継続されるべきである。 PR-2014-22: より現実的な予測を得るために、現在の戦術的な枠組み (利用可能な知見並びに差別化されていないTACの推定値を導く必要性から課されているもの) に加えて、5-10年ごと、場合によってはMPの6年ごとのパフォーマンス評価と合わせて使用し得る評価の戦略的レイヤーとしての空間的、生態系ベースの枠組みが開発できよう。	ESC ESC
SAWG-2010	- マグロ資源の生物学的特徴及び環境をより良く統合するための高解像度の空間的生態系モデルの利用 - 資源評価に関する最低基準のリストに合意する	PR-2014-23: この勧告は、様々な活動にわたって実施されているようである。資源評価の最低基準に関する公式文書が合意され公表されるまでの間はこれは維持されるべきであろう。	ESC
SAWG-2010	- 発展途上のメンバー国における調査能力の開発	PR-2014-24: このテーマは、将来のCCSBTの意志決定にかかる進捗及び正当性において重要なものであり、継続的勧告とされるべきである。CCSBTの直接的な役割 (予算措置及び訓練を行う能力) は限定的であるが、必要性の特定、支援の促進及び義務の達成に直接関連するキャパシティ・ビルディングのモニタリングを補助することはできよう。	ESC ERS
混獲政策及び管理戦略	特段の勧告なし	PR-2014-25: ERSに関する現在のすべての要素について、評価されるパフォーマンスに対する明確な目標、並びにリファレンスの数値又はトレンド、限界及び目標値を採択し、ERSに関する適切な政策及び管理戦略を精緻化することを勧告する。	ERS

保存管理措置の採択			
SA-2008-13	CCSBTは、拡大科学委員会の科学的助言と一致した保存管理措置を継続すべきである。	PR-2014-26: 結果として、上記の勧告は、現状の形で正しく実施されているものと考えられよう。ECの通常業務の中に含まれるようになったものと考えられることから、将来的には、この勧告をリストから削除し、より具体的な勧告により置き替えることが適切であろう。	-
SA-2008-14	CCSBTは、UNFSAの基準を満たすべきである。	PR-2014-27: この勧告は、国際法上の義務に関して述べたものである。この勧告は維持され得るものであるが、より具体化されなければ有効に評価することはできない（次の勧告を参照されたい）。例えば、漁業管理能力、IUUの管理、サメ類の管理等に関する国際的ガイドラインや行動計画といったUNCLOSやUNFSA、又は海洋保護区（例えばSBT親魚や若齢魚又はERSの保護）に関するCBD及びWSSDの要件及びその他の国際的な協定のさらなる実施といった手段の明確な実施を呼びかけることを新たに勧告できよう。また、CCSBTのERS保存管理に関する法的拘束力のある措置を呼びかけることもできよう。	
SA-2008-15	条約締約国は、条約を見直し、UNFSA基準に見合うように更新すべきである。	PR-2014-28: CCSBTは、同条約をUNFSAの原則及び基準に合わせるよう改正することの必要性について公式に検討すべきである。公式に条約改正を進めるのか、あるいは戦略及び管理計画の明確な策定を通じて進めていくのかを決定するにあたり、ギャップ分析が取り組みやすい最初のステップであると考えられる。	
SA-2008-16	CCSBTは、同漁業のための最低基準を実施するための戦略計画及び管理計画を策定すべきである（SA-2008）。	PR-2014-29: CCSBTは、明解な計画にかかる努力を追求すべきである。保存管理がCCSBTの権能のコアであり、戦略計画がその権能を満たすための補完的な枠組みであることから、直近に採択された戦略計画に、（別紙として）より詳細な実施に踏み込んだ管理計画を添付することを提案する。これにより、政策、戦略及び管理計画の重複を避けるとともに、より良い統合を図ることもできよう。管理方式及びメタルール・プロセスは、管理計画の一部である。	
SA-2008-17	設定トン数以外の他の原則に基づく国別割当量の決定方法を検討する。	PR-2014-30: 現在の運用は勧告を満たしている。メンバー及びメンバー候補が現行の手法を便利なものとして考えている限りは、これを変更する理由はない。	

<p>Kobe-1:生態学的 関連種</p>	<p>SBT 漁業における非対象種及び生態系への有害な影響を最小化するための保存管理措置を強化するとともに、入手可能な最良の科学的根拠に基づき長期的な持続可能性を確保する。特に、サメ類、海鳥類、海亀類及び海棲ほ乳類 (KIII.5.b.f) にかかる漁業の影響の最小化に関する注目を高める (KII.10、KII.11)。サメ類を評価し、管理する (KII.11、KII.1f、KIII.5.b.d)。投棄データを収集するための乗船オブザーバーの活用を求める (KIII.5.b.a)。</p>	<p>PR-2014-31: SBT 及び ERS それぞれのデータ（及びこれに続く評価）の正確性に影響するオブザーバーの作業時間の利用には明らかなトレードオフの関係がある。オブザーバーによって最終的に収集される詳細なデータは不明であるが、ERS の状態にかかる最小限の評価（又は協調的枠組みにおけるこうした評価への貢献）には、おそらく ERS データがもっと収集される必要がある。ビデオカメラの利用は、オブザーバーの支援に有益と考えられる。</p>	<p>ESC ERS</p>
<p>Kobe-1:生態学的 関連種</p>	<p>FAO の行動規範、海鳥類及びサメ類に関する IPOA 及び海亀類に関する FAO ガイドラインに関連する規定を含む混獲削減のための国際協定、ツール及びガイドラインを反映する〔管理〕措置を確保する。(BCWG2010)</p>	<p>PR-2014-32: CCSBT は、CCSBT 以外の機関の要件の遵守についてはメンバーに委任しており、管理の度合い又は CCSBT による有効性の確認は、明確ではなく、またおそらく十分ではない。関連する FAO IPOA に関する公式な採択、地域行動計画 (RPOA) へのこれらの採用、及び実施枠組みの策定は、完全にボランティアな FAO の手段とともに強化されていく国際的な規範に CCSBT の管理手段を合致させるための効果的な方法と考えられる。</p>	<p>ERS</p>
<p>Kobe-1:生態学的 関連種</p>	<p>ベストプラクティスを反映した以下の原則を採択する：混獲回避及び緩和措置は以下を満たさなければならない：(1) 法的拘束力があること、(2) 明確かつ直接的であること、(3) 定量化できること、(4) 科学に基づくこと、(5) 生態系ベースであること、(6) 生態学的に効果的であること（混獲死亡を削減すること）、(7) 実践的かつ安全であること、(8) 経済的に効率的であること、(9) 全体的であること、(10) 業界及び利害関係者とともに協調的に策定されたものであること、(11) 完全に実施されること</p>	<p>PR-2014-33: 亀類及び海棲ほ乳類に関する問題の実際の程度（もしあれば）は、ERSWG により透明な形で評価されなければならない。戦略計画で要約されているとおり、ERS に関する全体的な政策は、将来の管理計画の ERS 関連部分についてより高いレベルでの枠組みを提供している。</p> <p>PR-2014-34: PR-2008 で述べられているように、ERS への二次的影響を低減するために最も有効な方法は、メンバー及び協力的非加盟国に対する法的拘束力のある措置として導入することであり、CCSBT 及び他の RFMO をこうした目的のために用いるべく他のフォーラムにおける政府の約束を通じてそのようにする義務を確立することである。また、この約束は Kobe クライテリアの a, h, i でも言及されている。</p>	<p>ERS</p>

PR-2008-4	予防的なレファレンス・ポイントの適用を含め、UNFSA 第 6 条及び責任ある漁業の行動規範第 7.5 条の予防的アプローチを適用する。(PR-2008; Kobe I, § I.I.4 及び 1.10)	PR-2014-35: この包括的な勧告は非常に長期的な実施にかかるものであり、予防的 MP がメタルールとともに用いられている限りは、継続的に実施されているものとして考えることができよう。公式に原則としてこれが採択される場合（おそらく条約改正時に挿入）には、これを勧告として持ち越していく必要はない。	
Kobe-2:生態系アプローチ	対象種及び非対象種の混獲を管理するため、漁業に対する生態系アプローチを適用する (Kobe I, § I.4, § I.10)	PR-2014-36: CCSBT の漁業政策及び管理の枠組みの現行の要素の中で EAF に属するものについて検討する。考え得るギャップを特定し、これについて議論し、これを解決するために行動する。合意された EAF の枠組みの遵守状況を明確に評価する。	
Kobe-3:再建計画	枯渇あるいは過剰漁獲状態にある資源の効果的な再建計画を採択及び実施する (Kobe I § 1.4)	PR-2014-35: 現状、オリジナルの勧告は管理方式及び戦略計画の採択によりほぼ完了している。しかしながら、再建戦略及び計画の有効性は、そのパフォーマンスに関して定期的に確認される必要がある。	
能力管理			
PR-2008-5	CCSBT は少なくとも、FAO の漁業能力の管理に関する国際行動計画に掲げられている勧告を実施すべきである。	PR-2014-37: CCSBT は、最低限、船舶リスト（許可船舶及び IUU）のモニタリングを継続するとともに、資源の生物学的生産性（及びこれに基づく TAC）に対して漁獲能力が調整されていることを確実にするための漁獲能力指数（例えばサイズ、トン数及び技術により補正された隻数）を開発すべきである。 PR-2014-38: 資源が回復した場合、TAC は増加し、これを漁獲するためにより高い漁獲能力が必要になる。CCSBT は MSY（又は MEY）代替生産量の評価を計画しているが、現在の漁獲能力及び行動をそれぞれ比較することにより、必要となる漁獲能力についても同時に推定すべきである。 PR-2014-39: 長期的な課題として、ATV の全世界登録に連結したまぐろ漁船漁獲能力の協調的・地域的管理のための他のまぐろ類 RFMO との協定の探求が考えられる。	CC
管理措置の相互性			
SA-2008-18	CCSBT の漁獲制限と国別割当については、公海水域及び各国の管轄水域の間で相互性がある。CCSBT は、今後も措置の相互性を確保していく必要がある。	PR-2014-40: 資源再建には産卵及び加入が最も重要であることから、インドネシア海域において、その他の管理戦略と公平かつ相互的な時空間的規制を策定するためのさらなる努力がなされるべきである。	ESC
漁獲割当及び機会			

SA-2008-19	CCSBTは、意志決定の責任説明を向上させ、TACの決定と国別割当の決定を分離する方向に向かうべきである。CCSBTは、設定トン数以外の原則で国別割当量を決定することを検討すべきである。	PR-2014-41: この勧告は達成されており、TAC決定と国別配分量の分離は制度化され、CCSBTにおける通常業務の一環となっている。	-
2. 遵守及び執行			
旗国の義務			
SA-2008-20	すべてのメンバー及び協力的非加盟国は引き続き、CCSBTが採択した保存管理措置の遵守を確保するよう、必要なすべての行動を取るべきである。今後は、調和されたCDSを中心とした長期的なMCS取極を確立することが急務である。	PR-2014-42: CCSBTは、強化された遵守委員会プロセス、QARプログラム及び遵守行動計画及び政策の継続的かつ完全な実施を含む、考え得るすべての手段をもって遵守の確保を継続すべきである。新たなプロセスから生じた遵守に関するいかなる追加的な勧告も、遵守委員会の手続き規則及び関連する遵守行動計画及び手段に沿ってCCSBTによって具体化され、かつ行動に移されるべきである。追加的な勧告は不要である。	CC
Port State measures 寄港国措置			
SA-2008-21	寄港国措置については、努力の重複を避けることを念頭において、2008年6月23日から27日までローマで開催された“FAO寄港国措置に関する技術協議”会合は、寄港国措置のモデルについて、いくつかの指針を示した。そのような新たな協定が発効されるまでには何年もかかるであろう。その間、CCSBTは、CCSBT許可船リスト上の漁船も含め、違法、無報告、無規制のSBT漁獲物の水揚げと転載を防止するための一層幅広い寄港国措置を採択する方向に向かうべきである。	PR-2014-41: CCSBTは、2009年のFAO寄港国措置協定に合致した寄港国措置に関する決議の策定プロセスを加速化すべきである。	CC
監視、管理及び取締り (MCS)			

SA-2008-22	CCSBT は条約水域を有しておらず、また SBT は他のまぐろ類 RFMO の管轄水域に回遊するため、CCSBT は、他の RFMO との調和を最適化し、グローバルな有効性を求め、作業の重複を避けるよう、他のまぐろ類 RFMO と協力すべきである。CCSBT は、遵守計画の一環として、MCS の開発を優先すべきである。	PR-2014-43: 技術及び姉妹 RFMO のプログラムがともに発展し続けていることを踏まえれば、CCSBT は、その MCS 措置及びスキームの改善を継続するとともに、他の RFMO と MCS 措置を調査させるためのさらなるステップを踏んでいくべきである。さらなる調和を図るべき分野の詳細は下に記載した。	CC
SA-2008-23	2007 年の Kobe 会合で、ROP 基準へのコミットメントが得られており、CCSBT は CCAMLR や IOTC といった、すでにオブザーバー計画がある他の RFMO に合致したオブザーバー計画を実施すべきである。	PR-2014-44: CCSBT は、同委員会の科学オブザーバー計画規範を強化するとともに、ERS オブザーバーデータに関して他の RFMO の規範との調和を確保するための努力を加速化させるべきである。また、CCSBT は、WCPFC と IATTC が行っているように、WCPFC との間でオブザーバーの相互許可又は相互承認を可能とする関係の構築を通じるなどして、ROP の策定を真剣に検討すべきである。	ESC ERS CC
PR-2008-6	集中化されていない VMS の有効性は限定的なものであり、CCAMLR は集中化された VMS を採択している (SA-2008)。大半の CCSBT メンバーが、自国漁船に対し衛星に基づく漁船監視システム(VMS)の使用を義務づけ、また 2006 年に、メンバー及び協力的非加盟国は統合的 VMS の採用を約束する決議を採択したにもかかわらず、未だその制度は確立していない。委員会は直ちに統合的な VMS を設置すべきである。	PR-2014-45: CCSBT は、同委員会の 2008 年の決議のパラグラフ 5、及び遵守行動計画のゴール 8.3 を始動させるべきであり、操業海域に関わらず SBT 船舶に適用される VMS 運用基準の具体的なベースライン (報告頻度、VMS データの受信者及び (2008 年決議の下に現在求められている概要報告とは別の) CCSBT 事務局、SC/ESC、ERSWG 及び遵守委員会等による) 使い道等を含めるように決議をレビューし、改正すべきである。例えば CCSBT メンバー及び協力的非加盟国は、他の RFMO 条約水域で操業する各国の SBT 船舶が、これらの VMS プログラムの下で VMS 報告書を CCSBT 事務局に送信することに合意することができよう。	CC
洋上転載	特段の勧告なし	PR-2014-46: CCSBT は、2009 年の FAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置決議の策定と併せて、まぐろはえ縄漁船に関する転載計画のレビューの進捗を加速化させるべきである。また、CCSBT は、もしも将来的にまき網漁船が洋上転載活動に関与し始める可能性があるならば、まき網漁船を含む洋上転載を管理するための規則を、WCPFC によって採択されている規則にも合致した形で策定する準備を行うべきである。	CC
公海立入検査	特段の勧告なし	PR-2014-47: CCSBT は、SBT 船舶の公海立入検査に関する手続きを優先順位の高い問題として策定すべきである。	CC

違反の追跡調査			
SA-2008-24	CCSBT は、過剰漁獲の扱いに関して、最低でも、合意されたルールを確立すべきである（相殺の要件）。理想的には、CCSBT は、すべての保存措置について、一連の罰則を設定すべきである。	PR-2014-48: CCSBT は、2008 年以降、同委員会の遵守の評価プロセス及び手段（メンバー及び CNM の CCSBT 措置の非遵守に関する幅広いペナルティの適用の枠組み等）を大幅に強化するためのステップを踏んできている。CCSBT は、これらの手段を改良し続けるとともに、これらが透明かつ公正に実施され、必要に応じてシステムの正当性及び完全性を確保することにより、その結果としてメンバー及び CNM 間で遵守のインセンティブが創出されるよう確保すべきである。	CC
非遵守を確認及び阻止するための協力的メカニズム			
SA-2008-25	- すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT に国別報告書を提出すべきである。 - CCSBT は、CC 及び拡大委員会がそれぞれ定例業務と策定作業を毎年行えるよう十分な時間を与えている。	PR-2014-49: CCSBT は、2008 年以降、同委員会の評価プロセス及び手段（遵守委員会の付託事項の改正、委員会が会合するのに適正な時間及び IUU 船舶リスト措置の採択等）を大幅に強化するためのステップを踏んできている。メンバー及び協力的非加盟国は、期限までに国別報告書を提出すること、及び遵守委員会における同国の遵守にかかる多角的なレビューに参加することにより、遵守プロセスに協力している。CCSBT は、これらの手段の完全実施を継続するとともに、非遵守が透明かつ公正に評価され、その結果としてメンバー及び協力的非加盟国間で遵守に関するインセンティブが創出されるよう確保すべきである。また CCSBT は、同委員会の政策の下での制裁が検討されているメンバーが当該問題に関する意志決定に参加できないようにする要件を検討すべきである。	CC
市場関連措置			
SA-2008-26	- CCSBT は、完全な漁獲証明制度（CDS）の採択と実施に迅速に移行すべきである。 - CCSBT は、緊急課題として CDS を実施すべきである。 - CDS を実施するまでの期間、すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、TIS を継続する必要がある。 - CCSBT は、すべての市場と入港国をモニターし、CCSBT のモニタリング及び貿易措置の遵守を奨励すべきである。	PR-2014-50: 当初の勧告は既に完全に実施されている。CCSBT は、CCSBT のメンバー又は CNM となっていない国の間の SBT の貿易を追跡するためのあらゆる利用可能なオプションを探求するとともに、これらの非メンバー国に対して CCSBT の CDS への参加及び実施を奨励するための（事務局から及び各 CCSBT メンバー又は CNM から、外交ルートや二国間協議を通じた）働きかけを継続すべきである。	CC

3. 意志決定、透明性及び紛争解決			
意志決定及び透明性			
SA-2008-27	<p>コンセンサスによる意志決定は、場合によっては決定に遅延が生じることを意味するが、委員会は（委員会の全会一致の決定により）日常的な業務の案件を議長又は事務局長に委譲することを検討することもできる。</p>	<p>PR-2014-51: CCSBT の意志決定方式を（全会一致方式から多数決方式に）変更するには条約改正が必要であることから、特段の勧告は行っていない。しかしながら、CCSBT は、条約の規定を評価し改正するためのプロセスに乗り出す決定をすべきである。一部の他の RFMO は過去 10 年間に条約改正を行っており（例えば NAFO、NEAFC、ICCAT 及び IATTC を参照）、CCSBT 戦略計画でも言及されている。代替的な意志決定方式（他の RFMO で現在採用されているもの）として取り得る選択肢は多数ある。</p>	
SA-2008-28	<p>- [オブザーバーに関する手続き規則] は現在の国際的な漁業のガバナンスの枠組みの精神に沿っておらず、CCSBT は、手続規則の規則 3 の近代化を検討すべきである。</p> <p>- CCSBT 及びそのメンバーは、オブザーバーに対する規則を周知し、さらにオープンなものにするべきである。一つの可能なオプションとして、CCSBT ウェブサイトにオブザーバーの受け入れに関する現在のアレンジメントを掲載することが挙げられる。</p>	<p>PR-2014-52: オブザーバーに関する現在の CCSBT の政策及び規則は、国際基準に合致したものとなっており、当初の勧告は完遂され、勧告から落とすことができるものと考えられる。</p>	-
意志決定及び紛争解決			
Kobe-4:紛争解決	<p>紛争解決のための適切なメカニズムを設立する。</p>	<p>PR-2014-53: CCSBT は、SBT 資源の保存管理を相当程度妥協させるような将来の膠着状態を避けるため、紛争解決/対立解決を行うための代替的な手法の策定を真剣に検討するよう勧告する。PR-2008 で指摘されたように、現在、すべての CNM 及び拡大委員会のメンバー（台湾を除く）が UNFSA の締約国となっていることから、UNFSA から提示された追加的な紛争解決ルールが役立つであろう。</p>	
4. 国際協力			
協力的非加盟国（CNM）との関係			

Kobe-5:協力的非加盟国	RFMO が、協力的であるとのステータスを与える手続きの採択及び実施を含めて、メンバー及び非加盟国との協力をどの程度促進しているか	PR-2014-54: CCSBT は、非メンバー国について、ガバナンスプロセスへの参加を促進する観点で特段の注意を払ってきている。このため、この問題に対して注意を払い続け、また非メンバー及び新たな漁業国に対する努力を続行することを除き、特段の勧告はない。	
非協力的非加盟国との関係			
Kobe-6:非協力的非加盟国	CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国は、非協力的非加盟国の SBT 漁船に関する情報を共有するとともに、そうした船舶の活動を防止するための適切な措置をとるべきである。	PR-2014-55: CCSBT は、非協力的非加盟国について、これらの国の船舶の活動を防止する観点で特段の注意を払ってきている。CCSBT は、IUU 漁業への対抗に関する努力を強化し、また同委員会の措置及びプログラムの効果的な実施を確保し続けていくため、すべての漁業関係者との協力関係を改善する努力を継続していくべきである。さらに、(セクション 4.2.2 において言及したとおり) FAO 寄港国措置協定に合致した寄港国措置の策定は本分野において大きな助けとなるだろう。	CC
他の RFMO との協力			
SA-2008-29 PR-2008	<p>- CCSBT が他の RFMO、特にまぐろ類 RFMO とより緊密に作業を行い、措置を調和させていく機会が多く存在し、このことは CCSBT の優先事項となるべきである。</p> <p>- CCSBT はすべてのまぐろ類 RFMO に影響する課題の 1 つとして IUU 漁業活動に対抗する措置を加えるべきであり、また CCSBT がインド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) と地理的に重複することを勘案し、転載の監視及び規制についても課題に含めるべきであろう。</p>	PR-2014-56: G 関連する RFMO の多数の措置との「調和」(及び直接利用)に関する他の RFMO とのさまざまな協力関係における CCSBT の信頼性を前提として、Kobe プロセス及びその 2010 年会合において呼びかけられた作業が特に関連している。CCSBT は、Kobe 勧告の実施に向けてより緊密に作業を行うため、関連する RFMO との間の議論を再活性化する機会を真剣にとらえるべきである。主要な協力分野は以下のとおりである: データ及び情報のより体系的な交換 (相互運用が可能なデータベース); さらなる措置の調和; さらなる合同科学ワークショップの開催; 遵守関連作業 (特に IUU 漁業への対抗及び ERS の保存管理) の協力の強化; 大規模標識放流計画; 生態系アプローチの導入; 大規模な生態系ベースのモデリング; 管理戦略評価; MCS システムの調和; 遵守状況の評価 (データ報告、違反等) に関する共通フォーマット; キャパシティ・ビルディング (例えば訓練コース); IUCN、CITES、CBD 及び UNGA における共通のポジションの確立。	ERS ESC CC
発展途上国に関する特別な要件			

SA-2008-30	〔発展途上のメンバー及び CNM に対する〕 変更すべき点はない。	PR-2014-57: 戦略計画でも述べられているとおり、CCSBT は、発展途上のメンバー／CNM に必要な（特に CCSBT の義務の遵守、計画、CDS の実施に関する）キャパシティ・ビルディングに対応するためのより包括的な戦略を策定すべきである。検討に値する一つのモデルは、不足している分野の特定及び改善に向けた行動計画の策定について発展途上メンバーを支援するための国内の遵守「ミッション」を実施している IOTC である。	CC
5. 財政及び運営に関する事項			
RFMO の活動に関する利用可能な資源			
SA-2008-31	CCSBT は、事務局に以下に関するポストを設立することを検討すべきである：(i) 政策及び管理に回するアドバイスを提供する、(ii) メンバーの助言／立場を探るに当たってより積極的な役割を果たす、(iii) 戦略計画の実施を強化する。	PR-2014-58: この勧告は完全に実施されている。	-
財政的資源	特段の勧告はない。	PR-2014-59: これは、期待以下であることを示すものは何もないという事実とともに、メンバーから委員会に配分された資源は計画された活動をカバーするのに十分であることを示唆している。結果的な規則正しい繰越しは、おそらく財政的な効率性にかかる事務局の懸念の実例である。しかしながら、規則正しい繰越しは、通常、すべての予算措置要望が予算措置プロセスにおいて受け入れられた場合を除き、原則的に良い予算執行とは見なされず、節約は、予算がないために予算措置されなかった活動が実際は実行できたはずであり、不必要な決定により苦しむこととなったことを示唆する。不確実性は常に問題になるものであるが、結果的に常に繰越しが生じるとすれば、それは（より良いリスク評価により）計画を改善する余地がある可能性を示しているかも知れない。監査人からよりプロフェッショナルな助言がなされるべきである。	
航空調査への予算措置	特段の勧告なし	PR-2014 は、この項目に関して何らかの勧告を提案するために必要な素材を有していない。	-
効率及び費用効果			

SA-2008-32	事務局は、CCSBTの効率かつ効果的な運営を継続すべきである。	PR-2014-60: 生み出される価値及び支持されたコストを鑑みれば、真の「効率」とは、運営及び調査コストの削減よりも資源再建の加速化によって達成されるのではないかと考える者がいるかも知れない。結果的に、CCSBTは単一種及び少数の市場を扱っていると考えられる。このことは、管理方式に現在用いられているパラメータ及び計画上の再建軌道（まだ定義されていない）の経済的な影響に関するいくつかの観点を取り除くための同委員会の再建戦略（まずは市場価値のみを考慮する）の影響にかかる予備的な経済分析に最低限取り組むことを検討するには、他のRFMOよりも良い立場にあると考えられるかも知れない。	
CCSBT パフォーマンス・レビュープロセスの全体像			
RFMOのパフォーマンス・レビューに関するFAOレビュー	<ol style="list-style-type: none"> 1. パフォーマンス・レビューパネル：一般的な手法及びクライテリアを用いるが、柔軟性を維持する。 2. 予算：PRに対して合理的かつ適切な予算を提供する。 3. 協力：PRを向上させるため、必要に応じて他のRFMOに協力を呼びかける。 4. 事務局の役割：PRに関する資源及び当事者として積極的な役割を果たす。 5. メンバーの役割：PRに関する見解／意見を提出するよう奨励されるべきである。 6. その他の利害関係者の役割：PRに関する見解／意見を提出するよう奨励されるべきである。 7. 方法論：一回以上の会合及び／又は他の手段を通じて、パネルメンバー間の意思疎通のための機会を最大限提供する。 	<p>PR-2014-61: 上述の証拠の要素を踏まえれば、CCSBTが、RFMOパフォーマンス・レビュープロセスに関して設立されたクライテリアを十分満足していることは明らかである。</p> <p>PR-2014-62: まだ利用可能でない場合、関連するメタデータ（日付、主題、成果、現在の状況等）とともにすべての勧告の公式記録を保存することは有益であり、また最良の運営管理であろう。このため、EC及びESC、及び作業部会又はその他のプロセスから生じた勧告にかかるこうした公式のセントラル・レポジトリを維持することを勧告する。</p> <p>PR-2014-63: 戦略計画が主要なKobeクライテリアに沿った構成となっている事実は、すぐにでも、パフォーマンス・レビューが戦略計画の実施と不可分な部分となる得ること、及び勧告レポジトリが実施ダッシュボードの重要な部分となり得ることを意味する。</p>	

キー:

SA-2008 CCSBTによる2008年のパフォーマンス自己評価

PR-2008 CCSBTによる2008年の独立パフォーマンス・レビュー（ボルトン大使により実施）

PR-2014 2014年のCCSBT独立パフォーマンス・レビュー